

令和元年度調査研究報告書

外国人との共生をかんがえる

——ともに支えあう文化が息づくまち・京都をめざして——

令和2年2月

公明党京都市会議員団

(目次)

はじめに ～提言にあたって	1
第1章 我が国の在留外国人の現状と課題.....	3
(1) 我が国の在留外国人の現状	3
(2) 「外国人材」活用の経緯.....	8
(3) 外国人労働者受入れと多文化共生に関わる課題	10
(4) 政令指定都市における多文化共生への取組み	14
第2章 京都市における在留外国人の現状と課題.....	17
(1) 京都市の在留外国人の現状	17
(2) 外国籍市民の意識と実態.....	21
(3) 国際化推進に関する施策とその展開.....	24
(4) 京都市国際交流協会の事業	25
(5) 日本語教育に関する施策.....	29
第3章 京都市への提言	32
(1) 基本的な考え方	32
(2) 提言.....	32
①日本語・日本文化教育の充実.....	32
②日本人とのコミュニケーション支援.....	34
③多文化共生推進体制の整備	35

はじめに ～提言にあたって

2019（平成 31）年 4 月、改正出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」と略）が施行された。政府はかねてより「外国人材の活用」を成長戦略として打ち出し、その方法を検討してきた。この法改正は外国人労働者のさらなる受入れ拡大を企図したものであることは言うまでもない。在留資格「特定技能」を柱とする「改正入管法」により人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での受入れが可能となった。過去 5 年間で外国人労働者は倍増し、2018 年時点で全国で約 146 万人と過去最高を記録した。

今年度の議員団の調査研究は、こうした法改正をきっかけに今後さらに外国人の増加が見込まれ、京都市もその例外ではないと推測されることから、改めて「外国人との共生」をテーマに取り上げることとした。ここでは、戦前・戦後の在留外国人の歴史も踏まえつつ、特に「ニューカマー」と呼ばれる 1980 年代以降に来日した在留外国人に焦点を絞った政策提言を京都市に行う。それが「オールドカマー」や留学生、外国人観光客にも波及するような提言となれば幸いである。

京都市は、かつて外国人との「共生」に向けての都市のあり方を他都市に先駆けて提示した。それは 1978（昭和 53）年の「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」という「世界文化自由都市」の宣言である。外国人との共生を考えると、改めてこの崇高な都市の理想を思い起こすべきである。私たちは、その理想に向けてたゆまぬ「共生」の努力を行う使命を負っている。

現在、京都市は、国連が掲げた SDGs（持続可能な開発目標）という「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標（17 の指標と 169 のターゲット）が、京都市の基本計画（「はばたけ未来へ！京プラン」）の基本方針等と共通することから、「京プラン」基本計画、実施計画の施策・事業を SDGs の指標に位置づけ直し、その達成に貢献しようとしている。これは、私たち議員団が 2018（平成 30）年 2 月に京都市に提言した「京都市における持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向けた提言」を受けて実現したものであり、まさに世界文化自由都市宣言の理念を継承する試みと言える。

また、2019（平成 31）年 4 月、全庁をあげた組織として「多文化共生のまちづくり推進チーム」を設置した。これは改正入管法を踏まえ、企業等における外国人材の受入れに関わるニーズを把握し、今後増加が予想される外国籍市民と市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域活性化につなげる方策を全庁一体となって検討することを目的としている。今や、多文化共生に関わるテーマの施策・事業については、各区役所や国際化推進室ほか幅広い部署での対応が必要になっており、「チーム」設置は全庁足並みをそろえた、よりきめ細かな対応と情報共有が必要になったとの認識に基づくものと理解できる。

私たちは、この全庁あげての京都市の取組みを高く評価するものである。その目的に掲げられた「外国籍市民と市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現」は、私たちの理念である「国際都市・京都として、誰もが安心して暮らせる共生社会」と共鳴している。私たちの描く「共生社会」とは、「人権、多様な価値観、多様性と文化を尊重し合い、対等な関係を築こうとする、京都ならではの地域社会」である。

2019 年秋、日本で開催されたラグビーワールドカップは日本チームの活躍もあり、おおいに盛り上がった。外国出身選手が多数を占めた「ワンチーム」は、将来の我が国の多様性を包摂する共生社会を暗示するのではないかと感じられた。

外国人との共生、多文化共生という課題は、私たちがどんな社会を旨とするのかという大命題と大きく関わっている。その意味で、外国人に限らず、さまざまな社会的マイノリティとの共生も射程に入れるべきであろう。京都が将来どういう地域社会を旨とするのか——それを常に念頭に置きながら、外国人との共生のあり方を調査研究した成果が本報告書である。

最後に、このたびの調査研究にご協力いただいた田尻英三先生（龍谷大学名誉教授）、高谷幸先生（大阪大学准教授）、そしてヒアリングに応じていただいた京都市各関連部局の方々にお礼申し上げます。

公明党京都市会議員団 団長 湯浅 光彦

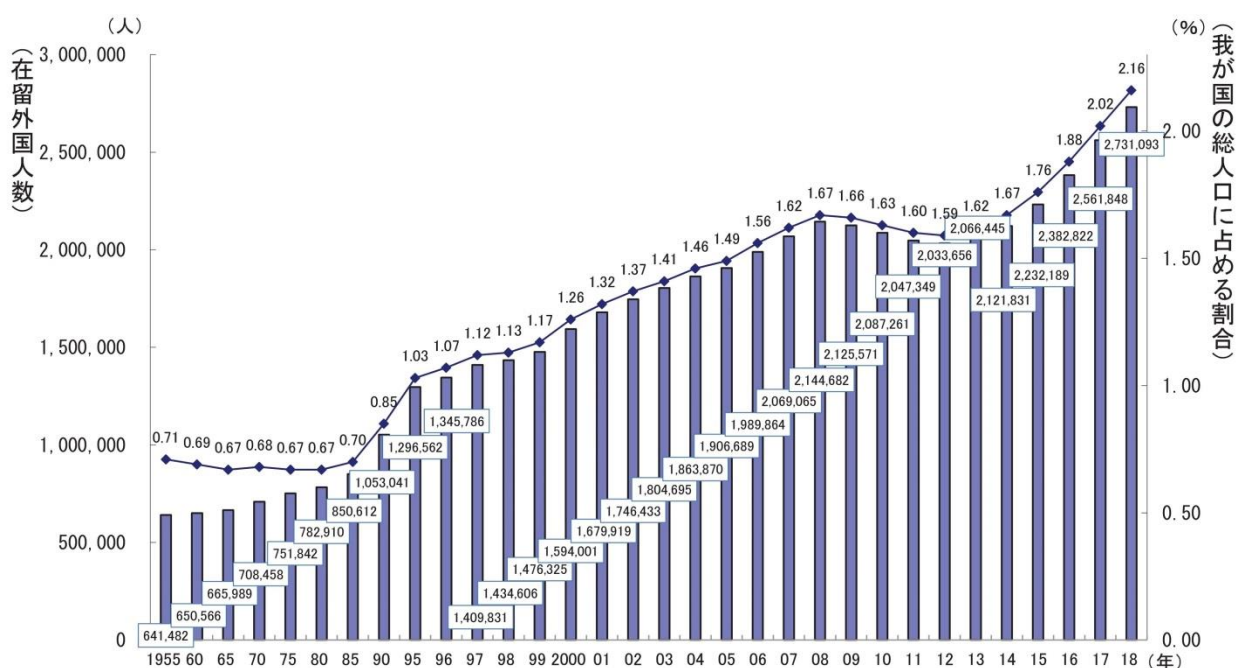
第1章 我が国の在留外国人の現状と課題

(1) 我が国の在留外国人の現状

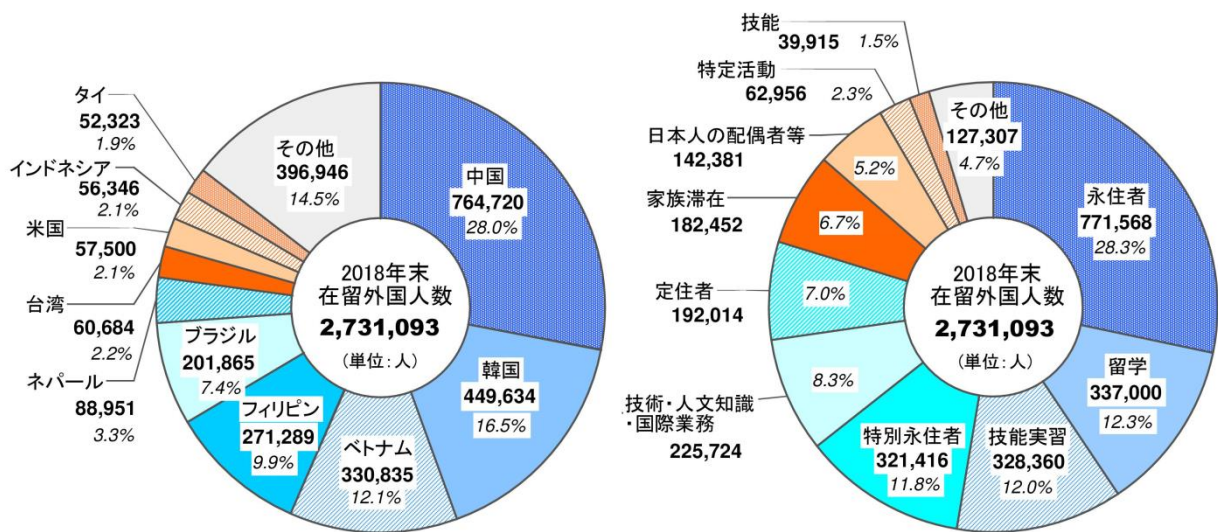
初めに、我が国における在留外国人数の推移を見る。

我が国には、2018（平成30）年末現在、約273万人の外国人が暮らしている。ここ数年は毎年10～15万人ずつ増えており、現在は300万人に迫る勢いである。1980年代後半から一貫して増え続け、減少した時期もあったものの、1990（平成2）年に約105万人だった外国人数が、約30年後の2018年には2.6倍に増加し、我が国の人口構成の2%強を占めるようになった（図表1-1）。

図表1-1 在留外国人数の推移（1955～2018年）[全国]、参考・国籍・地域別、資格別



- (注) 1. 「在留外国人数」は、各年12月末現在（法務省在留外国人統計）。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。
 2. 2018年は速報値（「在留外国人数」は、6月末現在の数値を使用。「我が国の総人口に占める割合」は2018年7月1日現在の数値を使用）。
 3. 1985年までは外国人登録者数、1990年から2011年までは、外国人登録者数のうち「中长期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。



(出典) 自治行政局国際室「外国人材の受入れと地域における多文化共生施策の現状等」(令和元年 11 月 1 日、第 1 回多文化共生の推進に関する研究会資料)

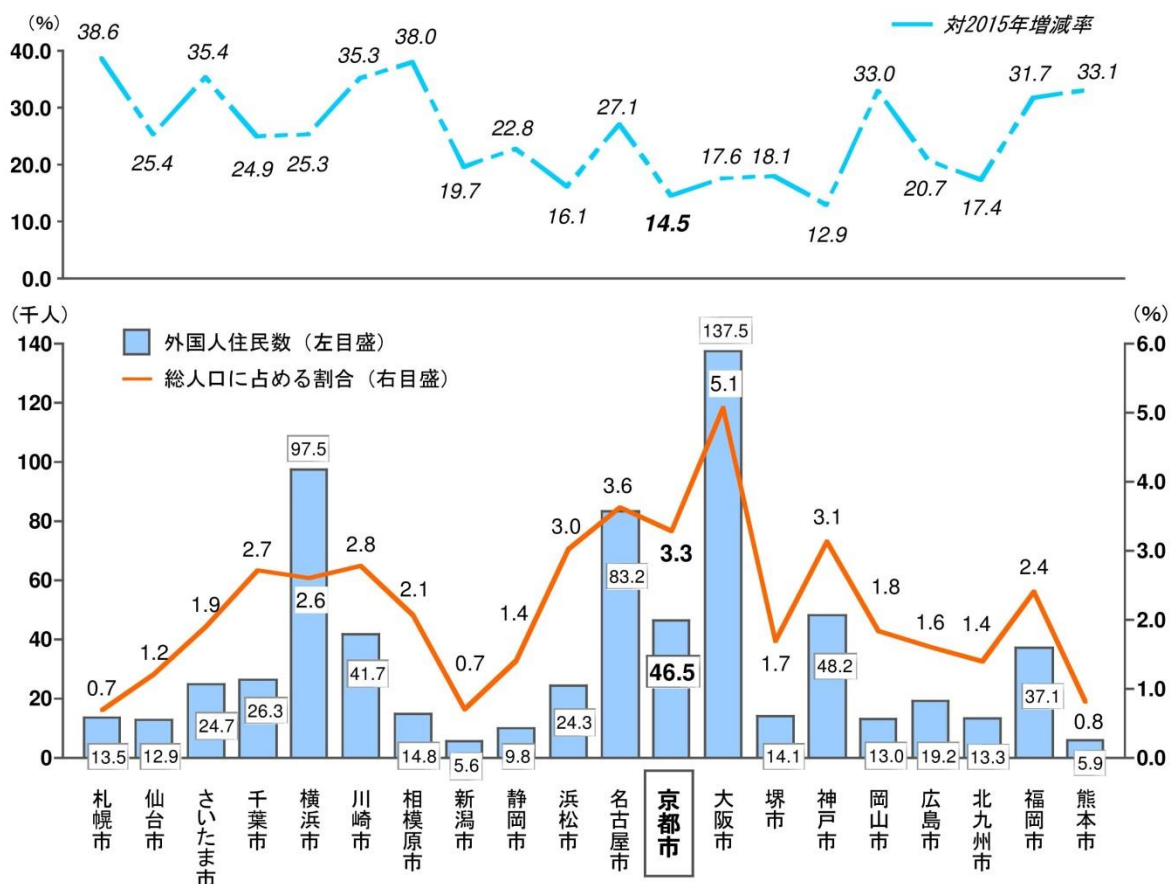
国籍・地域別で見ると、最も多いのが中国 (28.0%) で、次いで韓国 (16.5%)、ベトナム (12.1%)、フィリピン (9.9%)、ブラジル (7.4%)、ネパール (3.3%)、台湾 (2.2%) と続き、アジア諸国が全体の 8 割近くを占めている。

また、在留資格別では、「永住者」(28.3%) が最も多く、次いで「留学」(12.3%)、「技能実習」(12.0%)、「特別永住者」(11.8%)、「技術・人文知識・国際業務」(8.3%)、「定住者」(7.0%)、「家族滞在」(6.7%)、「日本人の配偶者等」(5.2%) といった順になっている。ここで留意すべきは、在留外国人の半数以上が「永住者」、「特別永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」といった定着性の高い在留資格で「滞在」しているということである。

政令指定都市における 2019 (平成 31) 年時点での在留外国人数を比較すると、大阪市が最も多く (13 万 7,467 人)、次いで横浜市 (9 万 7,532 人)、名古屋市 (8 万 3,244 人)、神戸市 (4 万 8,205 人) と続く (図表 1-2)。京都市は第 5 位で、この時点の数値では 4 万 6,451 人となっている。人口に占める構成比では、やはり大阪市が最も高く 5.1%、次いで名古屋市 (3.6%) であり、京都市 (3.3%) は 3 番目に高い数値である。これは後で見ると、京都市は他都市に比べて、もともと韓国・朝鮮籍住民が多く、また大学等への留学生も多いことによると推測される。

ここ 4 年の伸び率では、札幌市 (38.6%)、相模原市 (38.0%)、さいたま市 (35.4%)、川崎市 (35.3%)、熊本市 (33.1%)、岡山市 (33.0%)、福岡市 (31.7%) といった都市が 30% を超える増加率を示している。京都市 (14.5%) や神戸市 (12.9%) などは、比較的低い伸び率にとどまっている。

図表 1-2 政令指定都市の在留外国人数の推移（2019 年）〔政令指定都市〕



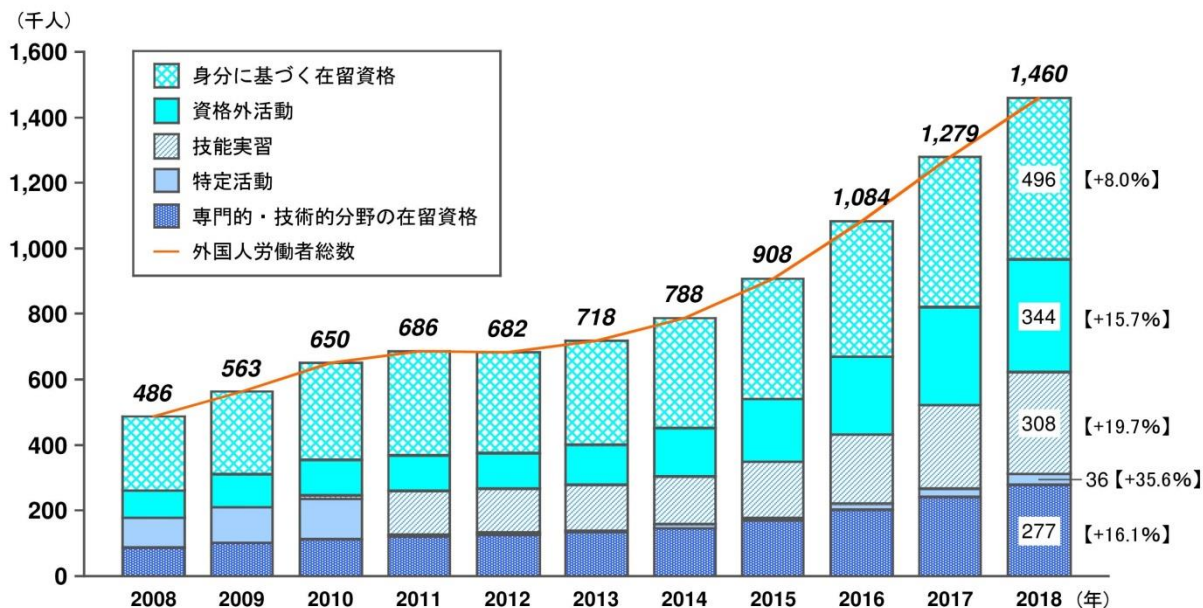
(注) 各年 1 月 1 日現在

(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(【外国人住民】市区町村別人口、人口動態及び世帯数)

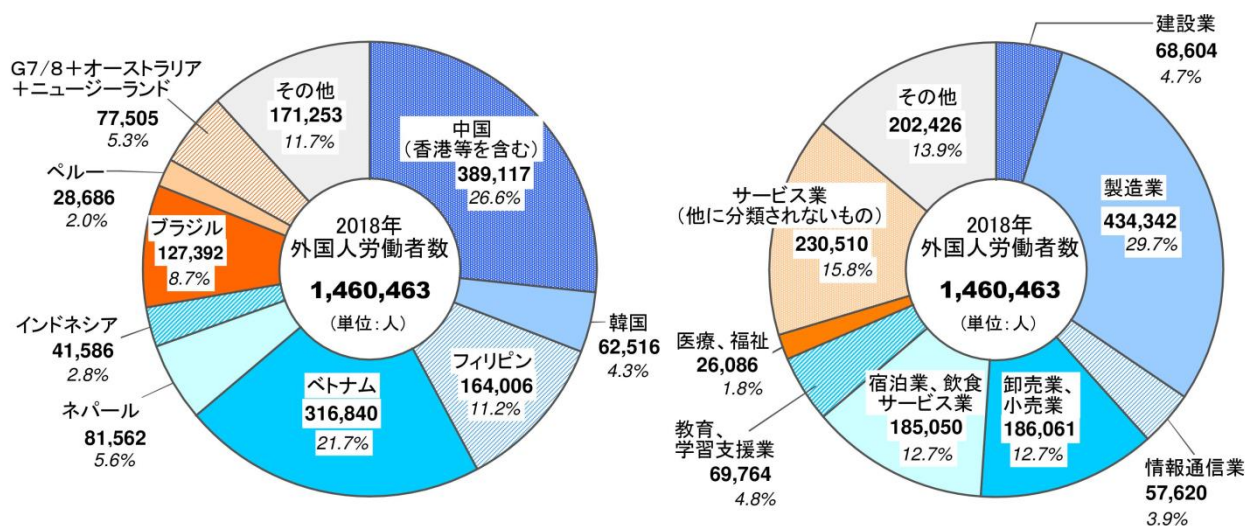
また、全国の在留外国人のうち外国人労働者数の推移は、図表 1-3 のような状況である。2018 (平成 30) 年 10 月末現在、約 146 万人の外国人労働者が在留している。ここ 10 年で約 3 倍に増え、現在は、京都市の人口とほぼ同数の外国人労働者が全国に在留していることになる。今後はさらに増えることが予想される。滞在資格では、最も人数の多いのが「身分に基づく在留資格」であるが、なかでも「特定活動」、「技能実習」、「専門的・技術的分野の在留資格」などの伸び率が顕著である。

外国人労働者の国籍別構成比では、中国 (26.6%) が最も多く、次いでベトナム (21.7%)、フィリピン (11.2%)、ブラジル (8.7%)、ネパール (5.6%)、G7/8+オーストラリア・ニュージーランド (5.3%)、韓国 (4.3%) といった順になっている(「その他」を除く)。また、産業別構成比では、製造業 (29.7%) が最も多く、次いでサービス業 (他に分類されないもの) (15.8%)、卸売・小売業 (12.7%)、宿泊・飲食サービス業 (12.7%)、教育・学習支援業 (4.8%) といった順に従事している(「その他」を除く)。

図表 1-3 外国人労働者数の推移（2008～2018年）[全国]、参考・国籍別構成、産業別構成



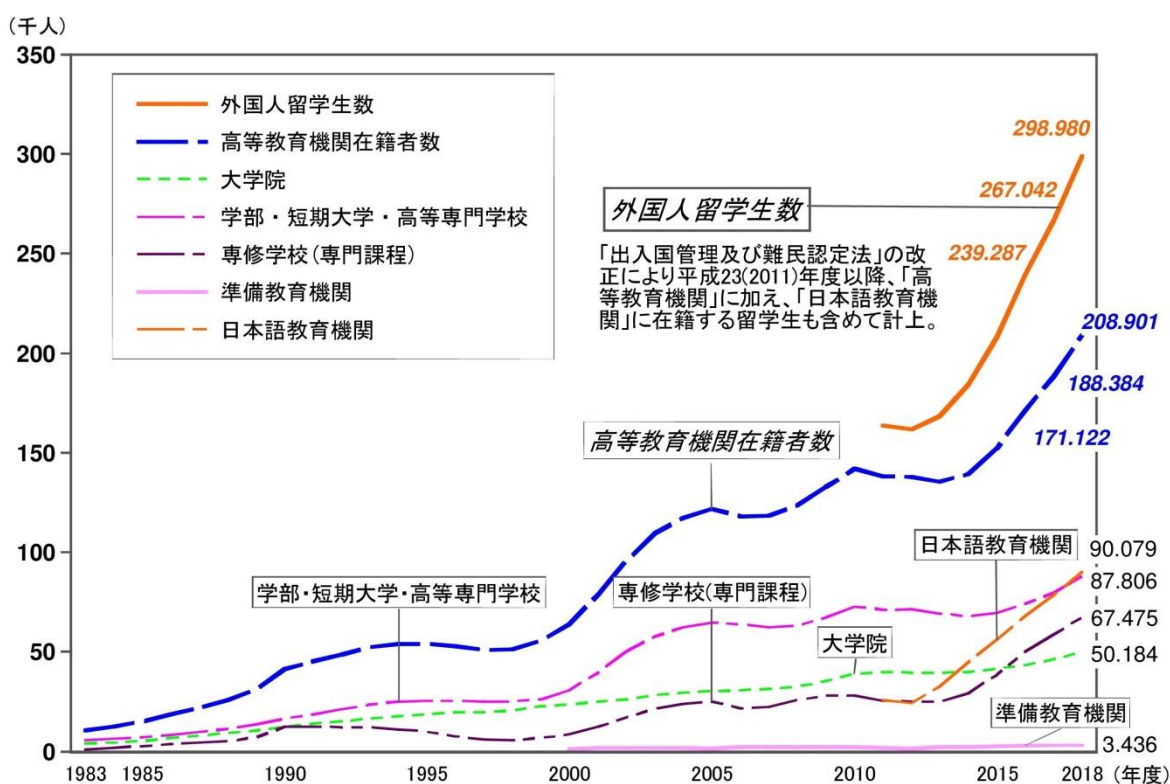
- (注) 1. 【 】内は、前年同期比を示す。各年10月末現在。
 2. 「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。
 3. 「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 4. 「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。
 5. 「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則、週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。



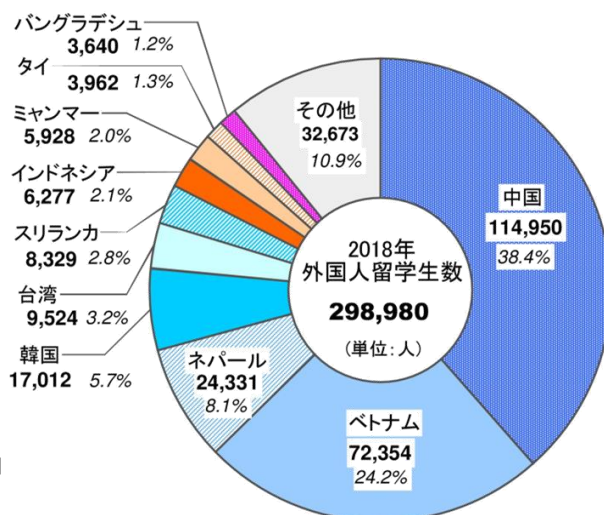
(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成30年10月末現在)

「労働者」でもありうる留学生数については、2018（平成30）年現在、全国で29万8,980人が在留しており、長期的には一貫して増加傾向にある。これは政府の「留学生30万人計画」（2008年）等の留学生受入れ政策が功を奏しているのであるが、高等教育機関在籍者に加え、ここ数年の日本語教育機関在籍者、専修学校（専門課程）在籍者の伸びは著しく、留学生数全体を押し上げている。国籍別では、中国（38.4%）が最も多く、次いでベトナム（24.2%）、ネパール（8.1%）、韓国（5.7%）、台湾（3.2%）、スリランカ（2.8%）、インドネシア（2.1%）、ミャンマー（2.0%）といった国の順になっており、圧倒的にアジアからの留学生の多いことが明らかである（「その他」を除く、図表1-4）。

図表1-4 留学生数の推移（1983～2018年）[全国]、参考・国籍別構成



(注) 各年5月1日現在



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）
「平成30年度外国人留学生在籍状況調査結果」

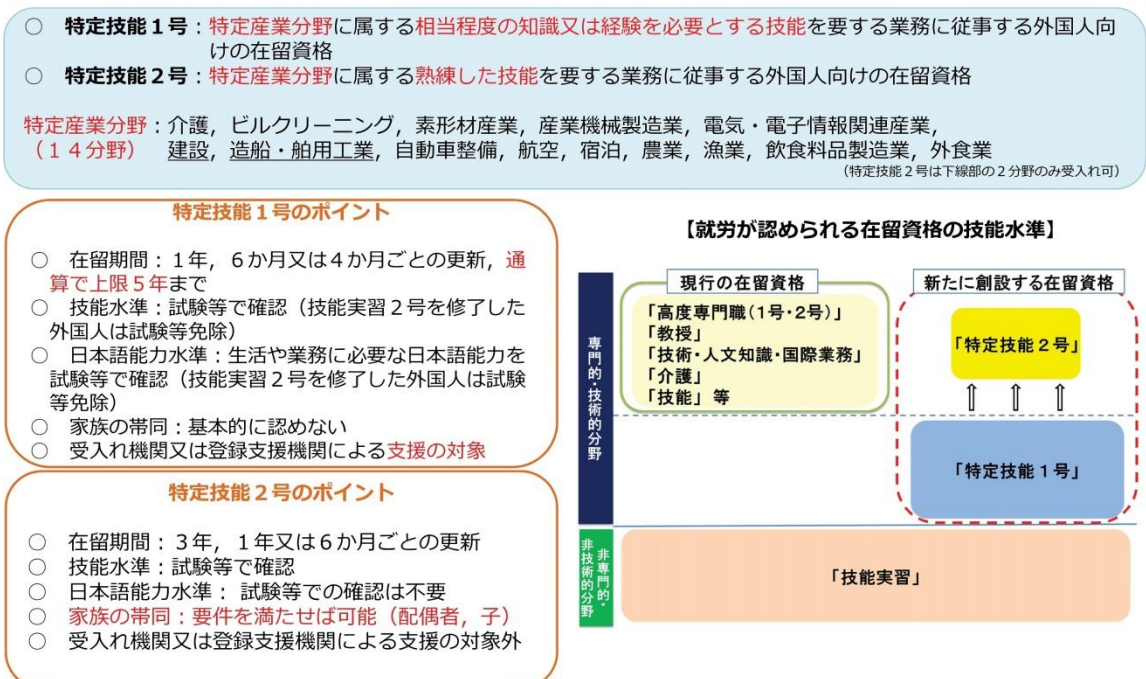
(2) 「外国人材」活用の経緯

我が国における「外国人材」の活用の歴史は古い。1980年代から当時の経済成長を背景に「ニューカマー」と呼ばれる外国人が増加し、1990（平成2）年の改正入管法施行により3世までの日系人が働くために来日するようになった。93（平成5）年の外国人研修・技能実習制度ができてからは、さらに多くの外国人労働者が入国するようになった。そして日系人と当時の研修・技能実習生が、非熟練労働現場で働く主要な外国人労働者となったのは周知のとおりである。

しかしながら、2008（平成20）年、アメリカに始まった、いわゆるリーマンショックと呼ばれる世界規模の金融危機は我が国にも及び、外国人労働者の大量解雇、派遣切りが社会的な問題となったが、それまで一貫して増加してきた在留外国人数が、2009年からの4年間は初めて減少に転じた。2010（平成22）年に再び出入国管理及び難民認定法が改定され、生産活動などの実務が伴う技能習得活動は技能実習制度に一本化された。

その後、技能実習生に対する賃金未払や長時間労働、悪質な仲介業者の存在、契約とは異なる仕事の強制といった事件がマスコミに報じられて、またもや社会問題となり、2017（平成29）年11月、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を主目的とする、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）が施行された。また翌2018（平成30）年12月には、新在留資格「特定技能」を柱とする「改正入管法」が成立し、2019（平成31）年4月より人手不足が深刻な産業分野（「特定産業分野」）において「特定技能」での受入れが可能となったのである。

図表 1-5 「特定技能」の制度概要



（出典）出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

図表 1-6 「特定産業分野」と従事する業務

	特定産業分野 【5年間の受入れ見込数】	所管	従事する業務
1	介護 【60,000人】	厚 労 省	●身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）（注）訪問系サービスは対象外〔1試験区分〕
2	ビルクリーニング 【37,000人】		●建築物内部の清掃〔1試験区分〕
3	素形材産業 【21,500人】	経 産 省	●鋳造 ●金属プレス加工 ●仕上げ ●溶接 ●鍛造 ●工場板金 ●機械検査 ●ダイカスト ●めっき ●機械保全 ●機械加工 ●アルミニウム陽極酸化処理 ●塗装〔13試験区分〕
4	産業機械製造業 【5,250人】		●鋳造 ●塗装 ●仕上げ ●電気機器組立て ●溶接 ●鍛造 ●鉄工 ●機械検査 ●プリント配線板製造 ●工業包装 ●ダイカスト ●工場板金 ●機械保全 ●プラスチック成形 ●機械加工 ●めっき ●電子機器組立て ●金属プレス加工〔18試験区分〕
5	電気・電子情報関連産業 【4,700人】		●機械加工 ●仕上げ ●プリント配線板製造 ●工業包装 ●金属プレス加工 ●機械保全 ●プラスチック成形 ●工場板金 ●電子機器組立て ●塗装 ●めっき ●電気機器組立て ●溶接 〔13試験区分〕
6	建設 【40,000人】	国 交 省	●型枠施工 ●土工 ●内装仕上げ／表装 ●左官 ●屋根ふき ●コンクリート圧送 ●電気通信 ●トンネル推進工 ●鉄筋施工 ●建設機械施工 ●鉄筋継手〔11試験区分〕
7	造船・船用工業 【13,000人】		●溶接 ●仕上げ ●塗装 ●機械加工 ●鉄工 ●電気機器組立て 〔6試験区分〕
8	自動車整備 【7,000人】		●自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備〔1試験区分〕
9	航空 【2,200人】		●空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ●航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）〔2試験区分〕
10	宿泊 【22,000人】		●フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕
11	農業 【36,500人】	農 水 省	●耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ●畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）〔2試験区分〕
12	漁業 【9,000人】		●漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ●養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）〔2試験区分〕
13	食料品製造業 【34,000人】		●飲食物品製造業全般（飲食物品〔酒類を除く〕の製造・加工、安全衛生）〔1試験区分〕
14	外食業 【53,000人】		●外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）〔1試験区分〕

（出典）同前

14の「特定産業分野」に従事する「特定技能」には1号と2号とがあり、1号は「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」、2号は「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務」である（図表1-5、1-6）。

特定技能1号では、14の「特定産業分野」において通算で上限5年間働くことはできるが、家族の帯同は認められていない。技能実習生が移行する場合も、最長で10年間働くことはできるが、やはり家族の帯同なしに働くことになる。また、2号の場合家族の帯同は許されるが、14産業分野のうち「建設」と「造船」の2分野しか認められていない。1号を終えた人は試験を受けて合格すれば2号へ移行できる。介護の場合は在留資格「介護」があり、介護福祉士の資格を取れば移行できる。家族の帯同や将来的な永住資格の獲得につながるの、この3分野のみである。

政府は5年間で最大約34.5万人を受け入れ、初年度は最大4万人程度を受け入れる試算を行っているものの、新資格導入から7カ月を経た2019（令和元）年11月末時点で、「特定技能」認定人数は1,000人強にとどまっている。現在、悪質な仲介業者の介在が大きな問題となっていることから、政府はそうした業者を排除する協力覚書を中国ほかの国々と交わす方針と伝えられるが、どの程度特定技能の認定が増えるのか、今後が注目される。

こうした制度改正による外国人労働者の受け入れの背景には、当然ながら我が国の人口減少、超高齢社会の到来等に伴う労働力の不足、生産力の減退を外国人労働者で補おうという政府の姿勢がある。そのことは理解できるとしても、技能実習制度等、外国人受入れ政策は十全なものとは言えず、外国人労働者やその家族が実際に転入してきて「生活者」として暮らすことになる地方自治体には、日本語習得を始めとする「多文化共生」に関わる多くの課題が突き付けられている。

本節の節題「外国人材の活用」は政府の言い方に従ったものである。この「外国人材」という言い方は冷たく奇妙な表現であると思われるが、そこには政府の言う「移民政策と誤解されないよう」という意図がある。2014（平 26）年には「高度人材」という在留資格も創設されている。「労働者」ではなく、「人材」という表現のままでいいのかどうかという問題は依然ある。また、定着性の高い在留資格の外国人が増加している現実を考えると、もはや「移民」と呼んでいいのではないかと指摘する意見もある。

(3) 外国人労働者受入れと多文化共生に関わる課題

これまで政府の外国人労働者受入れ政策の基調になっているのは、いわゆる「単純労働者」の否定と、外国人労働者の定住の抑制である。単純労働者については建前として否定していても、最も外国人労働者を必要としているのは非熟練とされる労働現場であり、これまで政策によって市場の力を抑え込むことはできなかった。

「特定技能」の制度化に関わって2018（平成30）年12月に発表された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、多文化共生施策を中心にきわめて重要な施策群が示されている（図表1-7）。「総合的対応策」は、大きく「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等」、「生活者としての外国人に対する支援」、「外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組」、そして「新たな在留管理体制の構築」の3分野に分かれている。特に最も多くの施策が盛り込まれた、2つ目の「生活者としての外国人に対する支援」に注目したい。それは多文化共生社会実現に向けての重要な課題群でもあるからである。

ここでは、さらに7つの項目に分類されており、「(1) 暮らしやすい地域社会づくり」では、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」と「地域における多文化共生の取組の促進・支援」が、「(2) 生活サービス環境の改善等」では、「医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等」、「災害発生時の情報発信・支援等の充実」、「住宅確保のための環境整

備・支援」などが、「(3) 円滑なコミュニケーションの実現」では、「日本語教育の充実」と「日本語教育機関の質の向上・適正な管理」があがり、以下「(4) 外国人児童生徒の教育等の充実」、「(5) 留学生の就職等の支援」、「(6) 適正な労働環境等の確保」、「(7) 社会保険への加入促進等」となっている。いずれもきわめて重要な施策のラインアップである。

特に(1)の「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」の整備(全国100カ所)や、(3)の「日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR)」や「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」、(6)の「労働条件相談ほっとラインの多言語対応」や「ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)」といった施策が注目される。これらすべてが実現されれば、在留外国人とその家族の生活環境は大きく改善される。

2019(令和元)年6月には、こうした施策が円滑に実施されるよう「総合的対応策の充実について」が発表され、外国人材の円滑かつ適正な受入れのため、「特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策」や、共生社会実現のための受入れ環境整備に向けて「外国人共生センター(仮称)の設置」により地方自治体を支援するといった充実策が発表された。さらに同年12月には、そうした充実策の方向性に沿って「総合的対応策」の改訂が行われた。

これまで我が国の外国人受入れの政策では、出入国管理施策に偏り、統合施策については後れを取っていたと言える。当面「総合的対応策」改訂の行くえを見守りつつ、またドイツや韓国等、諸外国の先進的な受入れ政策から学ぶ施策も取り入れながら、施策・事業を充実させていく必要がある。在留外国人が生活者として充実した日々を送れる人間的な環境、地域社会の一員として日本人とともに地域に貢献できる環境の整備を考えたとき、この「総合的対応策」をすべて実現していく必要がある。そして、将来的に「日本が選ばれる」ためにも、先に見た「介護」ほか3つの特定産業分野以外についても、家族帯同の要件等を緩和する方向を期待したい。

図表 1-7 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(出典) 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議資料(平成30年12月25日)

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

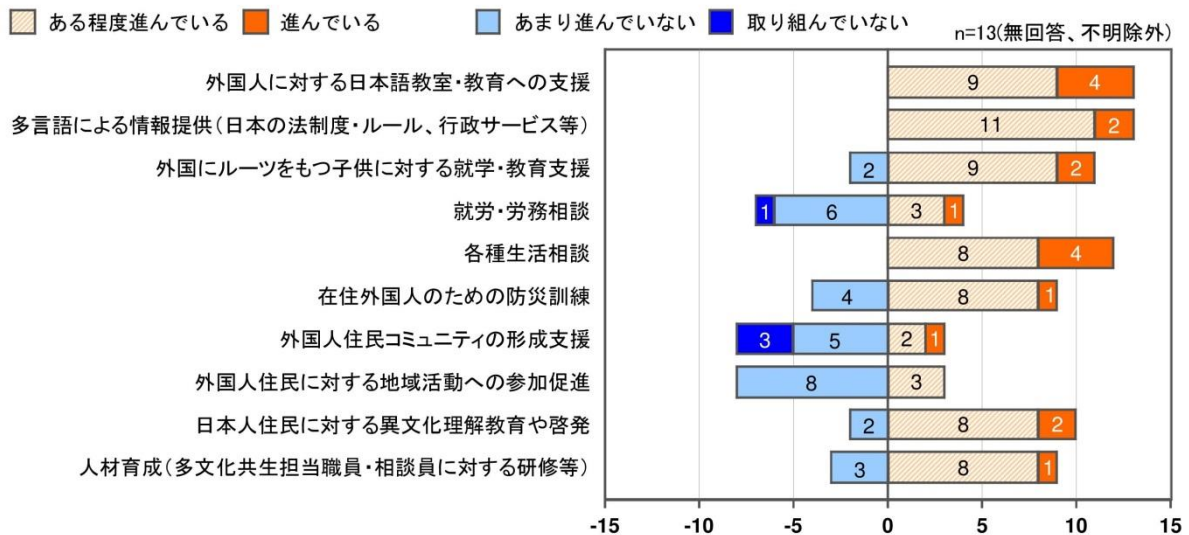
- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(4) 政令指定都市における多文化共生への取組み

本章の最後に、政令指定都市における多文化共生施策の取組みについて、近年のいくつかの調査結果から見る。まず（公・財）日本国際交流センターが2017（平成29）年に実施した調査は、サンプル数は少ないものの、取組みの進捗について明らかにしており、多文化共生の分野で大都市が抱える課題の「全体観」を得る参考になるとと思われる（図表1-8）。

政令指定都市全体としては、多文化共生施策についての取組みは、例示10施策のほとんどに手がつけられており、総じてかなり進んでいると言える。中でも「進んでいる」施策としては、「外国人に対する日本語教室・教育への支援」、「多言語による情報提供」、「各種生活相談」、「外国にルーツをもつ子どもに対する就学・教育支援」などである。逆に「進んでいない」施策としては、「外国人住民コミュニティの形成支援」、「外国人住民に対する地域活動への参加促進」、「就労・労務相談」、「在住外国人のための防災訓練」、「人材育成（多文化共生担当職員・相談員に対する研修等）」などがあがっている。確かに、外国人住民の「コミュニティ形成」や「地域活動への参加促進」、「就労・労務相談」、「防災訓練」など、時間をかけた取組みを要する施策であったり、他の公的機関や地域住民・自治会等との連携や協力が不可欠の取組みであることから「進んでいない」ものと推測される。

図表 1-8 多文化共生施策・取組みの状況〔政令指定都市〕

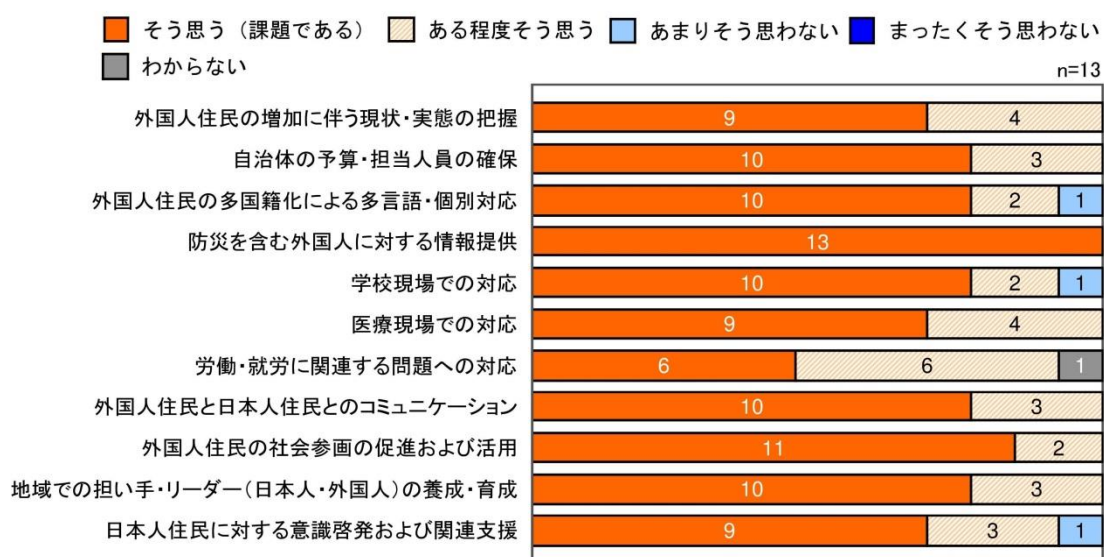


(注) 調査期間：2017年8～9月、調査対象：都道府県及び政令指定都市

(出典) 公益財団法人日本国際交流センター「多文化共生と外国人受け入れについてのアンケート調査2017」調査報告書（平成30年2月）

また、多文化共生施策の課題については、ほとんどの施策について「課題」と認識されているが、「そう思う」と「ある程度そう思う」の間に微妙なニュアンスの差がある（図表 1-9）。「そう思う」の多いものでは、「防災を含む外国人に対する情報提供」、「社会参画の促進及び活用」、「自治体の予算・担当人員の確保」、「多国籍化による多言語・個別対応」、「学校現場での対応」、「日本人住民とのコミュニケーション」、「地域での担い手・リーダー（日本人・外国人）の養成・育成」、「外国人住民の増加に伴う現状・実態の把握」といった課題である。先に見たように、政令市においてあまり「進んでいない」と認識される取組みは、やはり同時に「課題」と認識されていることがわかる。

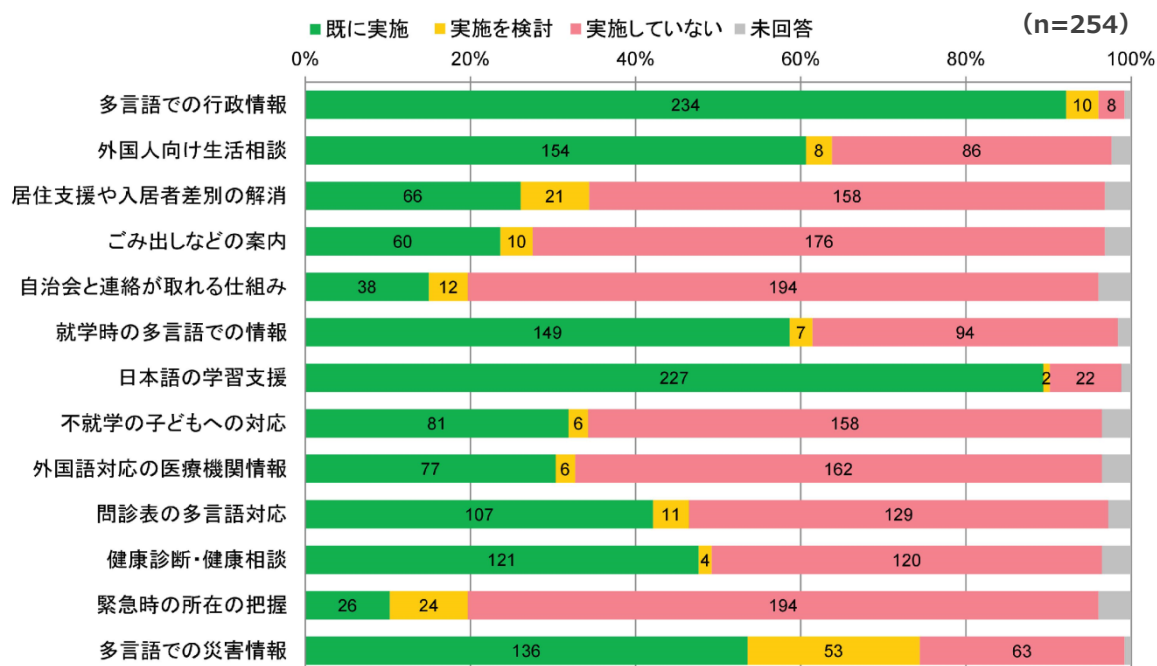
図表 1-9 多文化共生施策の課題〔政令指定都市〕



（出典）同前

また、別の民間シンクタンクによる全国 334 自治体への調査では、比較的細かな取組みの回答例が設定されており、実施済みの取組みでは「多言語での行政情報」や「日本語の学習支援」（以上 80%以上「既に実施」）、「外国人向け生活相談」、「就学時の多言語での対応」、「多言語での災害情報」（いずれも同 60%前後）等があがっている（図表 1-10）。逆に「自治体と連絡が取れる仕組み」、「緊急時の所在の把握」（以上約 80%「実施していない」）、「ごみ出しなどの案内」、「外国語対応の医療機関情報」、「不就学の子どもへの対応」、「居住支援や入居者差別の解消」等は実施していない自治体が多くなっている。こうした調査結果から、振り返って、京都市ではこれら課題のうちどれだけ実施し、実施していないのかを検証する必要がある。

図表 1-10 地方自治体における「外国人共生」の取組



(注) 日経リサーチを通じたアンケート調査による。調査時期：2018年11～12月、調査対象：都道府県及び人口10万人以上の334自治体

(出典) 富士通総研「我が国に生活・滞在する外国人の現状と外国人が生活・滞在する上での課題」（平成31年2月15日）

最近では、政令指定都市の中で、かねてより多文化共生施策の実績を持つ川崎市が昨2019年12月「ヘイトスピーチ禁止条例」を制定して話題になったが、川崎市はいち早く「外国人市民代表者会議」を設置するとともに、「川崎市多文化共生社会推進指針」を2005（平成17）年に制定し、10年後の2015年に改訂版を策定した。また、大阪市に次いで外国人住民の多い横浜市などは2017（平成29）年に「多文化共生まちづくり指針」を制定し、翌年に「国際平和の推進に関する条例」を議員提案で制定している。京都市にあっては、こうした多文化共生を軸としたまちづくり指針の策定等も一考に値しよう。

さらに、外国人住民が人口の3%を超えた浜松市などは、学校にバイリンガル支援者や日本語学習支援者を手厚く配置・派遣する「外国人子ども教育支援推進事業」や、大人から子どもまでを対象とした日本語教室等を実施する「外国人学習支援センター」の整備など、多文化共生推進の先進的な取組みを行っており、おおいに参考にすべきと考えられる。

第2章 京都市における在留外国人の現状と課題

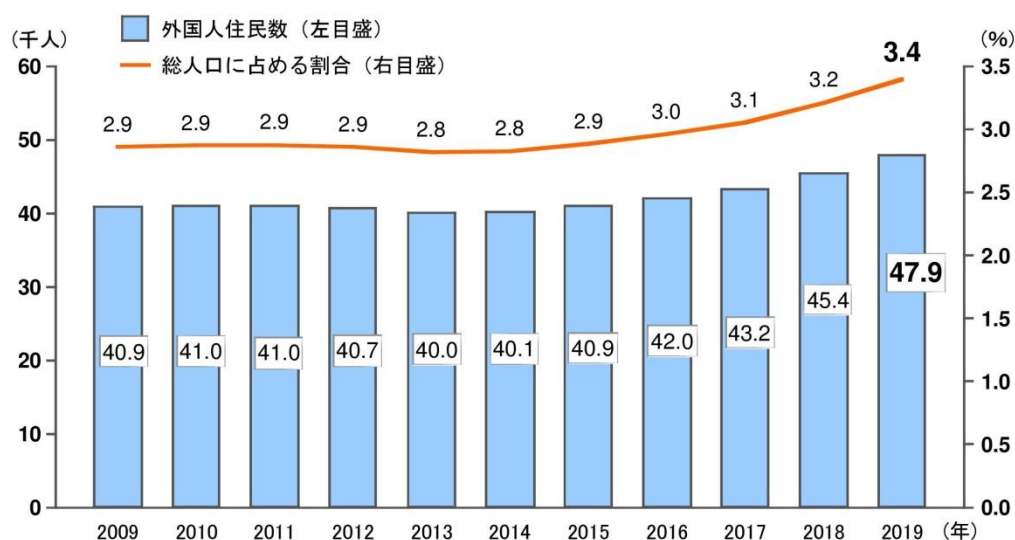
(1) 京都市の在留外国人の現状

京都市における在留外国人数は、2019（令和元）年10月時点では4万7,889人で、ここ10年で4万863人から約1.17倍増加している。2009（平成21）年以降は微増もしくは横ばい傾向にあったが、ここ3年で約5,800人増えた。人口構成比も10年前の2.9%から3.4%に増加している（図表2-1）。ただ、前章で見たように（図表1-2）、京都市は他の政令指定都市に比較すると、近年は低い増加率にとどまっている。

また、国籍・地域別の構成比では（2018年末）、韓国・朝鮮が最も多く（44.5%）、次いで中国・台湾（30.1%）、ベトナム（5.0%）、アメリカ（2.6%）、フィリピン（2.5%）、インドネシア（1.4%）、ネパール（1.3%）、フランス（同）といった順になっている。韓国・朝鮮ほか大半がアジア諸国であるが、我が国全体の構成比（図表1-1）と少し異なり、アメリカやフランスなど非アジア圏の国が一定割合を占めるのも京都市の特徴と言える。

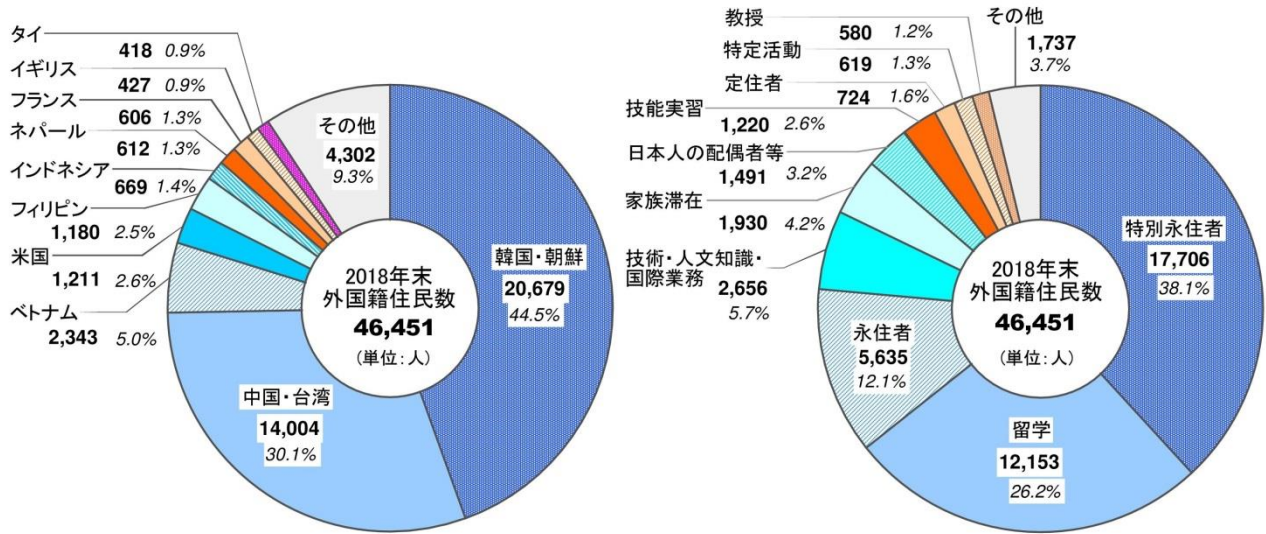
在留資格別では（2018年末）、「特別永住者」が最も多く38.1%、次いで「留学」（26.2%）、「永住者」（12.1%）、「技術・人文知識・国際業務」（5.7%）、「家族滞在」（4.2%）、「日本人の配偶者等」（3.2%）、「技能実習」（2.6%）といった順である。前章で見た我が国全体の構成（図表1-1）と比較すると、京都市はいわゆる「オールドカマー」や「留学」が多く、「技能実習」が少ないことなど、我が国全体とはかなり異なる構成になっている。「技能実習」数などは全国の0.3~0.4%にすぎない。

図表2-1 在留外国人数の推移（2009～2019年）[京都市]、
参考・国籍別構成、在留資格別構成



(注) 各年10月1日現在

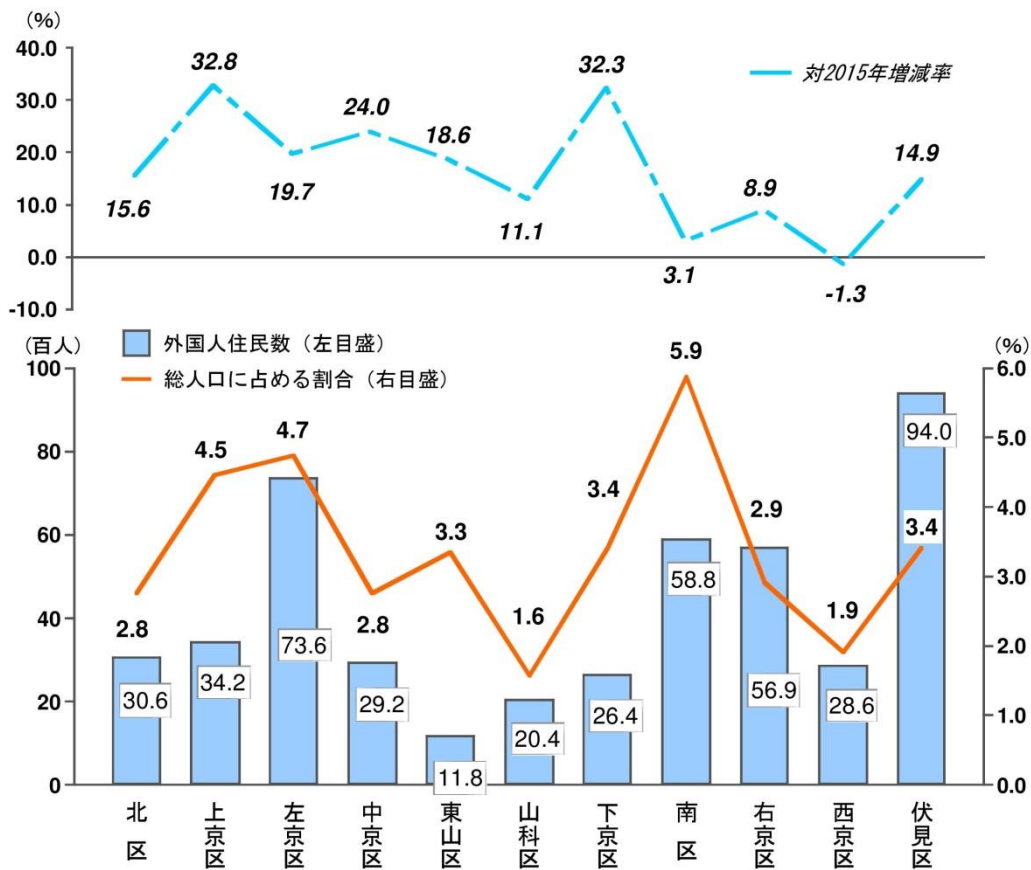
(出典) 京都市統計書、住民基本台帳人口



(注) 住民基本台帳登録者数、2018年12月末現在

(出典) 京都市多文化施策審議会報告書 2018

図表 2-2 行政区別の在留外国人数 (2019年) [京都市]



(注) 各年1月1日現在

(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(【外国人住民】市区町村別人口、人口動態及び世帯数)

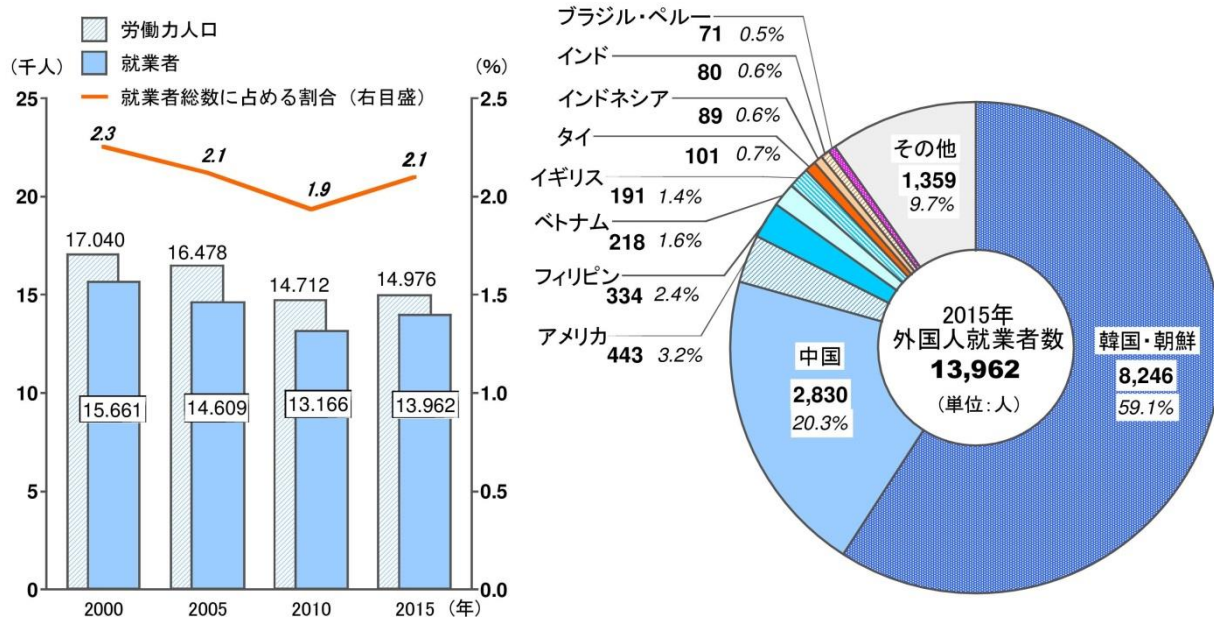
行政区別に在留外国人の総数を見ると（2019年）、伏見区が最も多く9,402人、次いで左京区7,355人、南区5,884人、右京区5,689人、少し離れて上京区3,415人といった順である（図表2-2）。

4年前の2015年と比べた増減率では、上京区が最も増加し32.8%、次いで下京区(32.3%)、中京区(24.0%)、左京区(19.7%)、東山区(18.6%)の順で増えており、唯一減少を示した西京区を除く他のすべての区において在留外国人数は増加している。総人口に占める割合では、南区が最も高く5.9%、次いで左京区(4.7%)、上京区(4.5%)、伏見区(3.4%)、下京区(3.4%)の順で高くなっている。

次に、京都市の外国人労働者数を見る。ここ15年の5年おき4時点における外国人就業者数を見ると、労働力人口としては2000（平成12）年の1万7,040人から2015（平成27）年の1万4,976人へとマイナス12.1%の減少を示し、就業者数については、近年5年やや増加しているものの、2000年の1万5,661人から2015年の1万3,962人へと減り、長期的にはマイナス10.8%の微減傾向にある（図表2-3）。ただ、ここで使用しているのはやや古いデータであり、前述の在留外国人全体の増加傾向からすると、2015年以降、労働者数についても微増しているものと推測される。

外国人就業者の国籍別構成（2015年）では、韓国・朝鮮が59.1%、中国が20.3%で、この2国で全体の約8割を占めており、次いでアメリカ(3.2%)、フィリピン(2.4%)、ベトナム(1.6%)、イギリス(1.4%)といった順である。先に見たように（図表1-3）、中国、ベトナム、フィリピン、ブラジルといった国々が上位を占める我が国全体の外国人労働者の国籍別構成とは、少し異なる傾向を示している。

図表 2-3 外国人労働者数の推移（2000～2015年）[京都市]、参考・国籍別構成

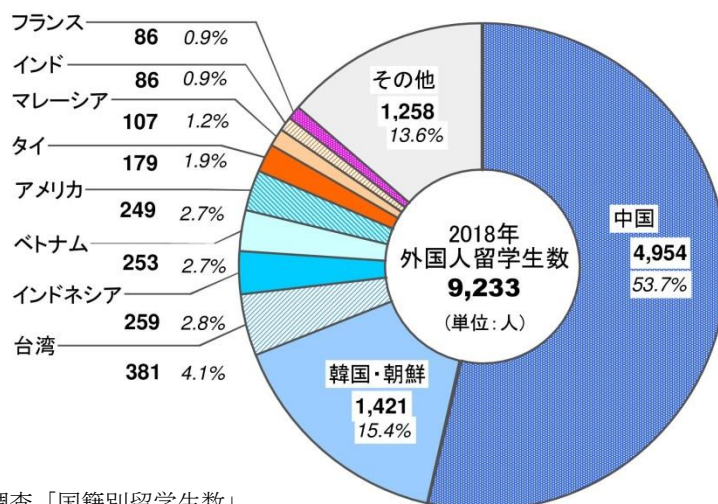
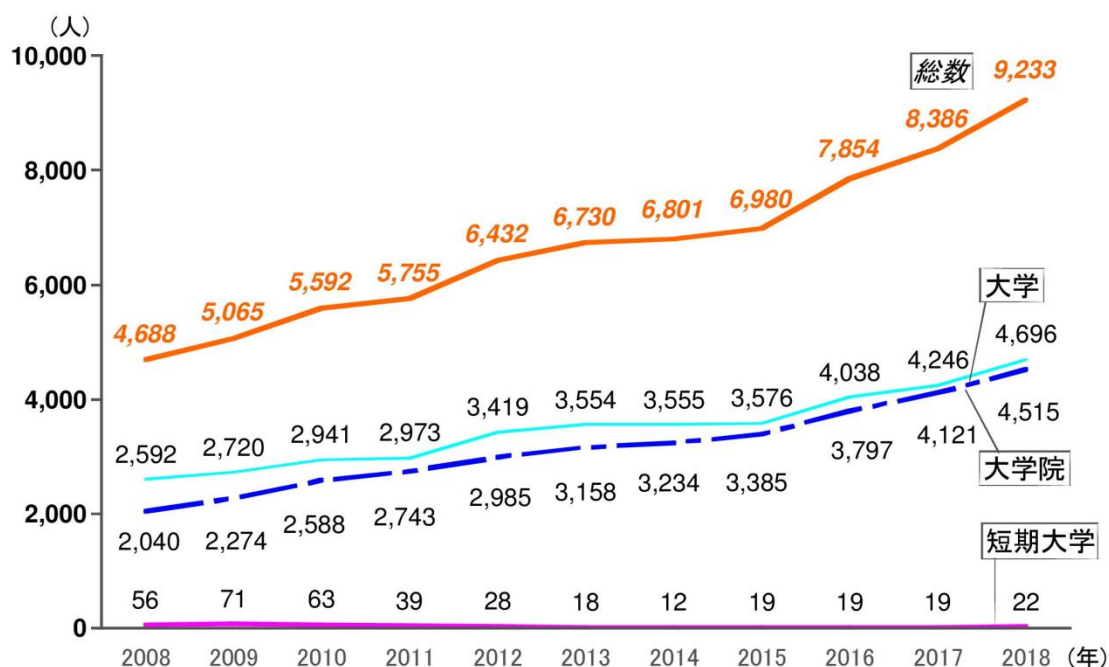


(出典) 国勢調査「就業状態等基本集計」(労働力状態(8区分)別15歳以上外国人数)

また、京都市の留学生数（日本語教育機関等は含まない）については、2018（平成 30）年現在、9,233 人の留学生が在留している（図表 2-4）。2008（平成 20）年時点で 4,688 人だった留学生数は、ここ 10 年で約 2 倍に増加した。特に大学院への留学生は 2 倍以上に増え、大学生とほぼ同程度の数になっており、専門的研究に携わる留学生が増えていることがわかる。

国籍別では、中国が 53.7% で半数以上を占め、以下、韓国・朝鮮（15.4%）、台湾（4.1%）、インドネシア（2.8%）、ベトナム（2.7%）、アメリカ（2.7%）、タイ（1.9%）、マレーシア（1.2%）といった順に多くなっている。やはり大半がアジア諸国からの留学生である（「その他」を除く）。

図表 2-4 留学生数の推移（2008～2018 年）[京都市]、参考・国籍別構成



（出典）京都市統計書、学校基本調査「国籍別留学生数」

(2) 外国籍市民の意識と実態

京都市内に居住している外国人の意識やニーズに関しては、2008（平成 20）年の「京都市国際化推進プラン」策定に先立って実施された実態調査以来、近年まとまった実態調査が実施されていない。多文化共生に関する施策を立案し展開していく基礎資料として、まず地域ごとの外国人の実態を把握する調査を行うべきであることを、初めに指摘しておかねばならない。

したがって、以下の記述は 2007（平成 19）年に実施された「京都市外国籍市民意識・実態調査」の結果に基づくものである（図表 2-5）。まずニューカマーの「日本語能力」について、「できない」（「あまりできない」＋「ほとんどできない」の割合）は、「話す」27.4%、「聞く」22.3%、「読む」34.3%、「書く」43.8%となっており、それぞれの能力において一定の指導が必要な外国籍市民が存在している。また、「今、困っていること」では、「災害のときにどうすればいいのかわからない」26.1%、「言葉が通じない」25.7%、「日本人と知り合う機会や場があまりない」18.1%、「日本の生活習慣がわからない」12.4%、「日本語をどこで勉強していいのかわからない」10.7%といった結果である。

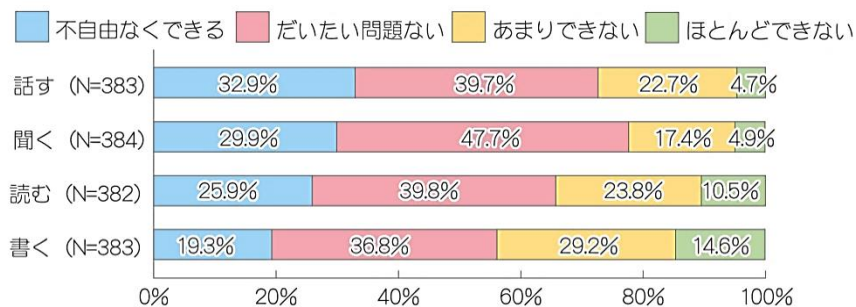
ニューカマーの「地域・近所とのかかわり」について見ると、近所の人との「あいさつ」から「立ち話」、「困りごとの相談」へと「ハードル」が高くなるにつれて行動率は下がる。特に「町内会・自治会の活動に参加」は、「する」（「よくする」＋「ときどきする」）ニューカマーは 19.6%にすぎず、同様に「趣味の活動に参加」では 13.6%となっている。

「お子さんの育児・教育に関して困っていること」では、「子育てに関する情報の多くが日本語」（20.4%）、「学費が高い」（19.4%）、「日本語が上手くできないので授業が理解しにくい」（15.1%）、「外国人であることを理由にいじめを受けている」（12.9%）といった項目の割合が高くなっている。

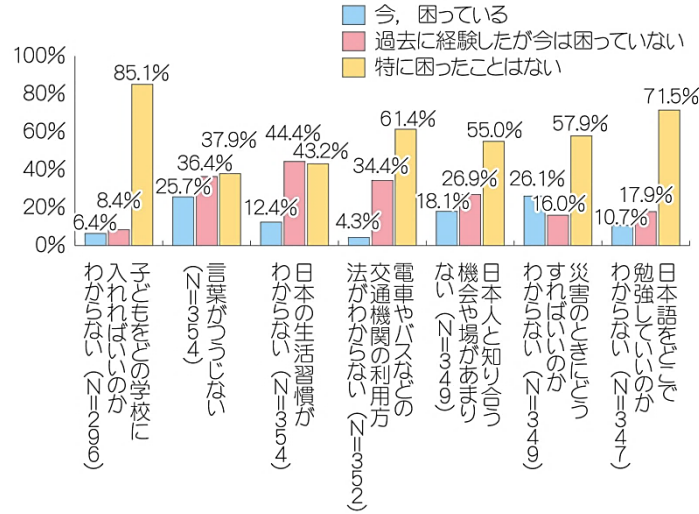
「母国の言葉・文化に関する教育」について、「強く思う」ニューカマーは半数近く、「やや思う」を合わせると全体の 75.5%にのぼっている。オールドカマーも半数以上の人が期待していることがわかる。

図表 2-5 外国籍市民の意識・実態（2007 年）[京都市]

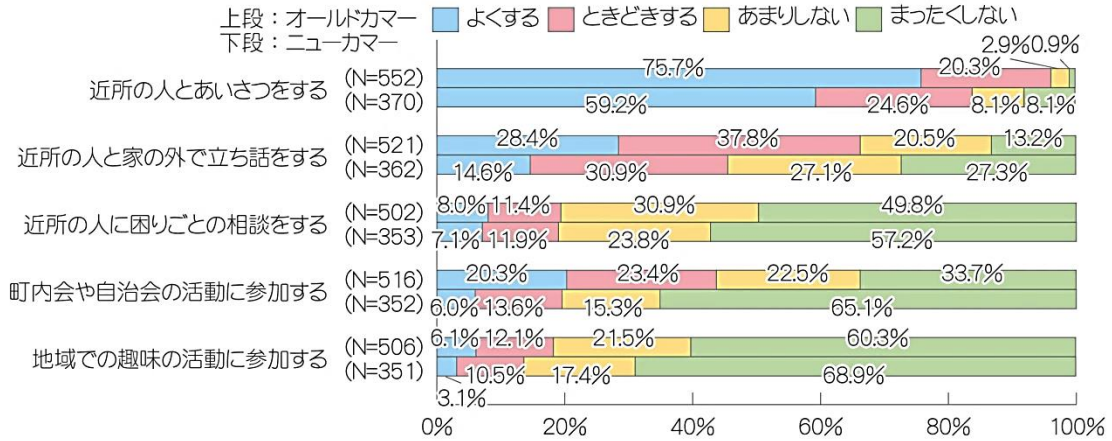
使っている言葉（日本語能力）（NC）



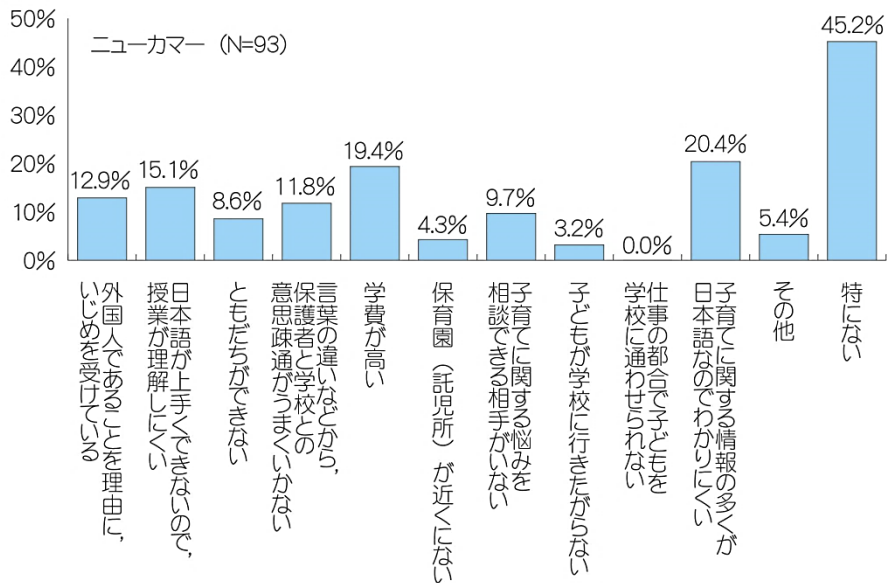
困っていること (NC)



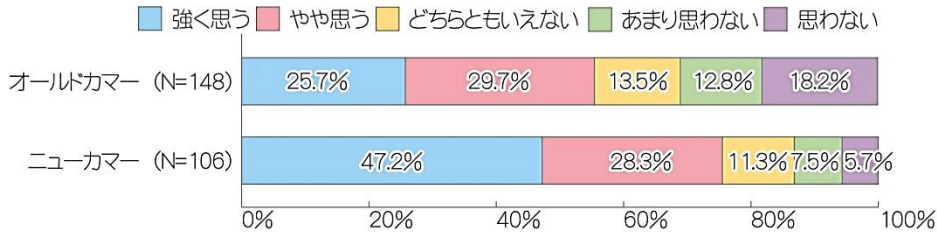
地域・近所とのかかわり (OC・NC)



お子さんの育児・教育に関して困っていること (NC)



母国の言葉・文化に関する教育 (OC・NC)



(注) 調査期間：2007年6～7月、調査対象：京都市で外国人登録をしている20歳以上の男女3,700人
 (出典) 京都市外国籍市民意識・実態調査報告書(平成19年12月)

図表 2-6 必要と思う外国籍市民施策(2007年)[京都市]



(出典) 同前

「必要と思う外国籍市民施策」という施策項目の是非を直接投げかけた設問では、ニューカマーが「ぜひ必要」としたものは、「年金などの社会保障関係等を日本人と同等に」(58.9%)、「差別や偏見がなくなるよう啓発を」(56.2%)、「日本語や日本文化を学べる機会を」(48.1%)、「国籍や民族の違いを理解し合える教育を学校で」(46.0%)、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会を」(45.9%)などが上位にあがっている(図表 2-6)。「するほうがよい」を加えると、いずれの項目も 90%前後の高率を示している。オールドカマーの「ぜひ必要」では、少しニュアンスが異なり、「年金などの社会保障関係等を日本人と同等に」(79.2%)は1位で変わらないが、「地方参政権の保障」(73.1%)、「公務員として働ける職域の拡大」(72.6%)といった施策が上位にあがっている。

10年以上前の調査であるため、それ以降の施策・事業の実施により「困っていること」等は一定程度改善されたと推測されるが、その後さらに外国籍市民が増加したことは事実であり、相変わらず「困っている」人が少しでも存在するとすれば、それを解消する施策を講じていく必要があるだろう。

(3) 国際化推進に関する施策とその展開

京都市では、国際化に関連する政策は、2008(平成20)年12月に策定された「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」(計画期間平成20年度～29年度)(以下「プラン」とする)に基づいて推進されてきた。副題に「多文化が息づくまち」が冠せられ、国際化の目標としては、「世界がときめくまち・京都」、「世界とつながるまち・京都」、「多文化が息づくまち・京都」の3つの柱が掲げられている。それら柱の下には、きわめて幅広い領域にわたる数多くの施策・事業が位置づけられているが、特に「国際観光」や「国際ビジネス」、「京都の魅力の発信」といった他の行政分野と重なる施策が共に「プラン」として盛り込まれていることが特徴的である。

2013(平成25)年に計画期間の中間点を迎え、社会状況の変化等を踏まえ、基本計画の分野別計画として見直され、改訂版が策定された。改訂版は、「京都の魅力の向上と発信」「国際交流・国際協力」「多文化共生」の3分野が一体となった国際化の推進、「市民主体の活動の促進」、「国際化・多様性が市民生活を豊かにするまちづくり」の3つの視点・方向性に基づき見直され、大きくは「産業」、「人づくり」、「留学生」、「防災」、「多文化共生」の分野について新規施策・事業の追加、内容の充実が図られた。計14の推進項目が追加され、全推進項目は55に及んでいる。

特に「プラン」における「国際観光」については、「外国人観光客の増加を踏まえた取組」が柱の1つになっており、「受入れ環境の整備」や「情報発信の推進」が施策としてあがっている。多文化共生施策の成果を観光の分野に活かす試み、例えば留学生等のネットワークが外国人観光客への対応にあたり、母国への京都情報を発信するといった取組みが考えられてよい。逆に、外国人観光客・MICE客の意見を取り入れて多文化共生施策に

活かす試みなど、多文化共生と国際観光の有機的な連携があってしかるべきであろう。

なお、「プラン」は 2017（平成 29）年度までの計画期間であるが、中間見直しを行ってから間もないことに加え、都市経営の基本となる「京都市基本計画」の終了年度に「プラン」の計画期間を合わせることが望ましいことから、2020（平成 32）年度まで計画期間を継続し、必要に応じて「プラン」を部分的に修正していくこととしている。

京都市にあっては、1998（平成 10）年に、いち早く京都市外国籍市民施策懇話会を立ち上げ、外国籍市民等の意見を国際化施策に取り入れてきた経緯がある。2009（平成 21）年から「懇話会」を引き継いで、外国籍の人だけでなく、外国に文化的背景を持つすべての人が暮らしやすいまちづくりについて議論する京都市多文化施策審議会が稼働している。「審議会」は、毎年京都市に対して報告（提言）を行っているが、直近の「2018 年度報告書」では、「外国籍市民の個々の事情に配慮して、日本語学習をはじめとするコミュニケーション支援の取組を進めること」が提言された。そこでは、外国籍市民等への分かりやすい情報提供や、多様な国籍の子どもたちが母語を学ぶ機会を持つための支援、地域の日本人と外国籍市民等の交流の場であるとともに、外国籍市民の居場所となるような日本語教室のあり方等についての「コミュニケーション支援」の具体策が提言されている。これらの提言に、私たちは深く共感するものである。

冒頭に触れたように、今年度京都市あげての「多文化共生のまちづくり推進チーム」が発足したが、今や多文化共生に関わるテーマの施策・事業については、各区役所や国際化推進室をはじめ、地域コミュニティや就労、人権、社会福祉、学校教育、大学等々、幅広い部署での対応と連携が必要になってきており、部局横断型の総括的な組織の創設も一考に値しよう。

（4）京都市国際交流協会の事業

次に、京都市の国際化・多文化共生の推進の最前線を担う（公益財団法人）京都市国際交流協会が京都市国際交流会館で実施している事業について触れておく。同協会は 1989（平成元）年に設立され、京都市の多様な国際交流事業を展開してきた。2019（平成 31）年 1 月に 30 周年を迎えた。私たち議員団は、2019 年 10 月に同会館を訪問し、視察ならびにヒアリングを行った。

京都市国際交流協会は、「世界文化自由都市宣言」を設立理念として、市民への情報提供・相談事業、国際交流団体との連携事業、共生社会を促進していくための担い手育成事業、異文化理解・多文化共生社会への促進事業、留学生との協働・留学生への支援・留学生との交流事業など、きわめて多種多彩な事業を展開してきた実績を有している。

同協会の運営体制の中で特筆すべきは、ボランティア活動の育成である。2018（平成 30）年度のボランティア実数は 483 名、同年度の 13 分野の分野別登録者数（延べ数）は 728 名に及ぶという相当な数である（図表 2-7）。協会の「多種多彩な事業」はボランティアの活動項目にも表れている。

図表 2-7 京都市国際交流協会ボランティア活動分野

活動項目	活動内容	登録者数
①ホームステイ	短期ホームステイの受け入れ	29
②ホームビジット	外国人観光客による家庭訪問プログラムの受け入れ	41
③留学生交流ファミリー	新しく京都に住む留学生を家族の一員として迎え日本で生活する上での相談相手として精神的な支えとなる。ボランティアの企画による交流会等も実施	103
④外国籍市民向け情報誌『LIFE IN KYOTO』取材・編集・翻訳	外国人のための暮らしと文化の情報紙『LIFE IN KYOTO』の取材・編集・翻訳	29
⑤市民生活アドバイザー	情報サービスコーナー利用者に対する情報収集・提供、情報提供機器の受付等	53
⑥京都案内倶楽部（英語／英語以外）	京都を外国人に紹介するための1日ツアー（年7～8回）の企画・運営、勉強会、当日の引率への参加	100
⑦多言語バンク（英語以外）	外部からの交流・支援活動に関する通訳翻訳及び協会主催事業における通訳翻訳活動	26
⑧災害時通訳・翻訳ボランティア	京都及び京都周辺における災害発生時の災害ボランティア	39
⑨市立小中学校日本語ボランティア	市内小中学校に出向き放課後の時間を利用して日本語学習を必要とする児童生徒への支援活動（週に1～2回）（市教委事業）	56
⑩子育て支援	「子育てステーション ホットチャット」の運営 毎月第1土曜日・第3土曜日実施	18
⑪koko Kids	外国につながる子供の学習サポートと交流「koko Kids」の運営。毎月第1土曜日・第3土曜日実施	16
⑫イベント企画運営	国際交流会館オープンデイ他、事業の企画ボランティア	45
⑬日本語チューター	館内ボランティアルームの日本語クラスにおける日本語習得支援活動	173

ボランティアに参加している人たちは、総じて語学ができたり、何か一芸に秀でていたり、文化水準が高く社会貢献意識の強い人が多いという評価がある。長年活動しているベテランの主力メンバーがそれぞれの分野に存在しており、500名近い市民が国際交流協会のさまざまな事業の企画から運営までを担っている。文化都市・京都ならではの「人材」の活用と思われる。

協会の重要な事業の1つに在留外国人への生活相談業務がある。在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、教育等に関する相談事に対して開館日に対応するものである。2019（令和元）年7月からは、これまでの取組みを拡充し、多言語で相談に応じる「京都市外国籍市民総合相談窓口」が開設された。対応言語もこれまでの7言語から12言語に拡充された。なお、先の「総合的対応策」の項で触れた「多文化共生総合相談ワンストップセンター」機能は、京都市では国際交流会館が担っている。

京都に暮らす外国人がどんなことに困っているか、どんなニーズがあるかということを知る1つの手がかりとして、生活相談の内容ごとの相談件数の推移を見たのが、図表 2-8 である。近年の件数の推移であるが、「市内施設」、「学校・講座」、「観光・旅行」といった

テーマの相談が多く、「医療・緊急」や「宿泊・住宅」、「求人・求職」といった「重い」テーマに関する相談は少なくなっている。これらは国際交流協会とは別の公共機関が相談を受け付けているとも推測される。

図表 2-8 「外国籍市民のための生活相談」相談状況

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	外国語の相談割合(%)	件数	外国語の相談割合(%)	件数	外国語の相談割合(%)
市内施設・催事	730	43.3	1,131	48.7	2,100	68.6
学校・講座	1,192	77.4	906	71.7	1,131	79.7
観光・旅行	473	63.4	453	61.8	644	68.9
医療・緊急（ビザ・医療機関・相談窓口）	233	84.5	147	80.3	413	78.0
公共サービス	221	68.8	233	67.0	314	74.5
生活一般・レンタル・買い物	136	82.4	285	73.3	253	71.5
図書・資料照会	111	25.2	122	29.5	189	25.9
国際・文化（交流・協力）	298	28.5	275	23.3	185	36.8
宿泊・住宅	117	67.5	111	68.5	147	74.1
求人・求職	133	60.9	103	63.1	146	65.8
外国・日本紹介	79	67.1	48	79.2	53	58.5
留学	28	32.1	32	37.5	20	50.0
その他	1,505	43.0	683	40.1	704	43.9
合計	5,256	56.7	4,529	55.8	6,299	66.6

（注）職員および行政通訳相談員、市民生活アドバイザーによる相談状況、対応言語は英語、中国語、韓国・朝鮮語（他言語は要事前相談）

（出典）（公財）京都市国際交流協会年報（各年度）

また、「生活相談」に比べると、より「深刻な」テーマが多いと推測される「法律相談」等については、図表 2-9 のとおりである。「外国人のための法律相談」、「出入国管理手続き相談」いずれも毎月 2 回実施されている（原則第 1・3 土曜日、午後 1 時半～午後 4 時）。これらの相談状況の 2016（平成 28）～2018（平成 30）年度 3 年間のデータを見ると、「ビザ」に関する行政書士相談が最も多く、「婚姻」や「労働」、「住宅」といったテーマに関する法律・手続き相談が多くなっている。

図表 2-9 「外国人のための法律相談」等相談状況

項目・年度	法律相談							行政書士相談	総計
	労働	婚姻	交通事故	住宅	事業	その他	合計	ビザ	
2016	8	10	2	5	2	16	43	79	122
2017	7	8	5	4	6	12	42	85	127
2018	9	19	4	8	6	11	57	82	139

（注）「カウンセリング・デイ」（年 4 回）の実績を除く

協会の多文化共生に関わるユニークな事業として取り上げたいのは、「子どものための国際理解教育協働促進事業」である。京都市が力を入れる「多文化学習推進プログラム」という、外国にルーツを持つ児童生徒の保護者や市内在住の留学生、外国人を講師として、その国の歌や遊び、食べもの、習慣、生活などを知り体験する事業の一環でもあるが、国際交流協会では、留学生ボランティアを市内の小中学校に派遣している。

ボランティア登録をしている留学生は93名（35カ国・地域）。2018（平成30）年度の派遣数は173件、（のべ）40校に及ぶ（小学校112件・24校、中学校56件・13校、小中学校5件・3校）。派遣留学生数は129名、参加児童生徒数は6,969名という実績である。留学生の母国の文化や歴史を紹介し交流するこのプログラムに対し、毎年学校側から多くの要請があると言う。京都市の「資源」とも言える留学生に活躍してもらえる機会としても、また子どもたちの多文化理解の機会としても、きわめて有意義な試みであると評価できる。

市民による行政への自主的参加の流れの中で、以上のような国際交流や多文化共生といった分野に限らず、社会貢献を果たすボランティアの発掘・育成は重要である。多文化共生分野以外にも、市民の中にはボランティアへの潜在的なニーズがまだあると考えられ、そうした人たちが社会や地域のニーズや課題に対応するような活躍の場をつくるために、市民ボランティアの育成・活用は課題としてある。

(5) 日本語教育に関する施策

京都市の公立小・中学校等における日本語教育については、京都市教育委員会が担い、外国にルーツを持つ児童生徒等に対する日本語指導の充実に努めている。日本語指導の対象には、外国籍の児童生徒だけではなく、日本国籍であっても日本語指導の必要な児童生徒が含まれていることに留意しなければならない。

京都市では、「日本語指導トータルサポートシステム」と呼ぶ独自の体制により日本語教育を実施している。全市小中学校の約 37%に日本語指導の必要な児童生徒が少数ずつ分散していることもあり、いわば拠点校（トータルサポート校・サブサポート校）を設置して、そこから巡回して指導にあたるシステムである。児童生徒や保護者の負担を配慮して、こちらが出向いていくシステムを取っている。

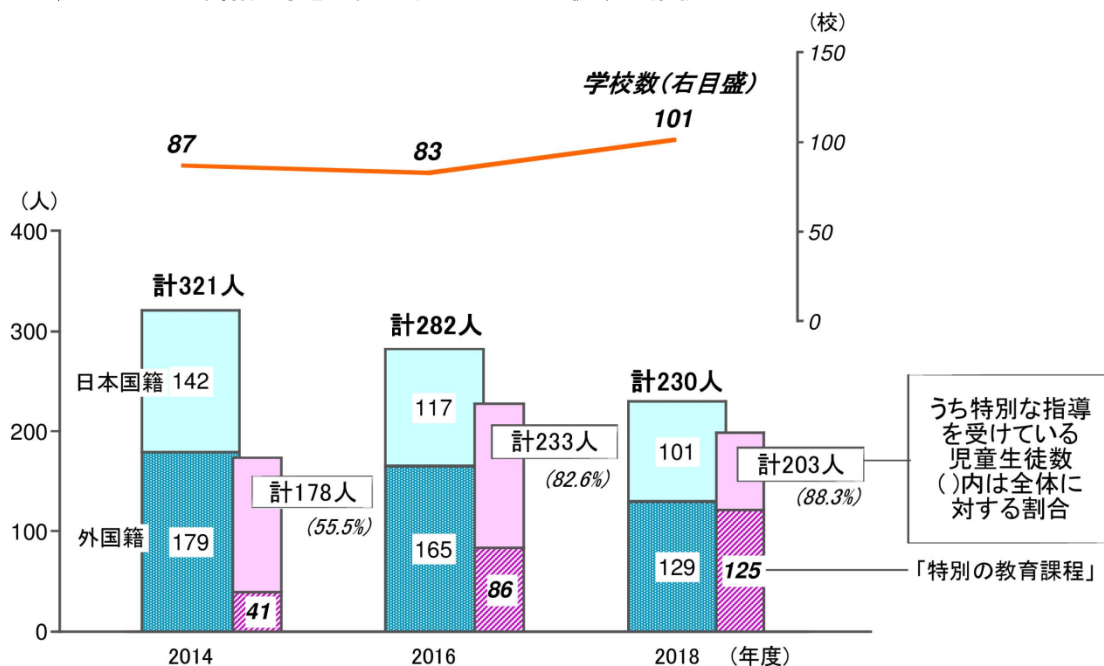
トータルサポート校（1校）とは、日本語指導コーディネーター、日本語指導担当教員（常勤 15名、非常勤 17名）・母語支援員（数名）を配置し、担当地域内に編入があった場合、コーディネーターと母語支援員または通訳ボランティアが在籍校に出向き、面談や日本語能力を測るアセスメント等を実施する。その結果に応じて、コーディネーターが日本語指導担当教員や母語支援員の派遣調整を行う。サブサポート校（4校）は、トータルサポート校の担当地域以外の地域に編入があった場合に市教委の担当指導主事他が学校に出向き、同様の対応を行うものである。市域の東西南北に配置されている。2019（平成 31）年度から、トータルサポート校として第四錦林小学校（左京区）が、サブサポート校としては修学院小学校（左京区）、檜原小学校（西京区）、開晴小中学校（東山区）、向島秀蓮小中学校（伏見区）の 4校が位置づけられている。

2018（平成 30）年度は、日本語指導を必要とする児童・生徒数は 230 人となっている（図表 2-10）。統計時点が 5 月 1 日という最も児童生徒数が少ない時点であるため（文科省による隔年調査）、ここ数年では総数としては減少傾向に見えるが、2014（平成 26）年度から実施している、在籍学級以外の教室で抽出して日本語指導を行う「特別の教育課程」による日本語指導^{*}を受ける児童・生徒数は年々増加している。

（^{*}児童生徒が学校生活を送る上や、教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間を替えて、在籍学級以外の教室で行う、学校教育法に基づくカリキュラム。）

つまり、平成 26・28・30 年度 3 時点で見ると、総数としては減少（321→282→230）しているが、2014（平成 26）年度以降、そのうちの「日本語指導等特別の指導を受けている児童生徒」（178→233→203）や、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒」（41→86→125）は増加傾向にある。それは、日本語が不自由な児童生徒に対して、よりきめ細かな日本語指導を実施しているがゆえのことである。

図表 2-10 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移



(注) 1. 公立学校における在籍状況。
 2. 「特別の教育課程」は、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒数を示す。
 (出典) 京都市教育委員会「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況」

また、日本語指導ができる、あるいは児童生徒の母語がわかる支援員の各学校への派遣も行っている。放課後の時間帯での「日本語指導ボランティア」による指導や、日本語の理解が十分でない児童生徒及びその保護者を対象に「通訳ボランティア」を派遣しており、これは、まさに先述の京都市国際交流協会や大学等の日本語ボランティアとの連携により実施が可能になったものである。「日本語指導ボランティア」は、児童生徒1人あたり年間52回、放課後の時間に1時間程度指導に当たっている。

さらに「母語支援員」は、児童生徒の母語がわかる支援員の派遣である。拠点校に配置し、必要に応じて少数在籍校に派遣する。主な業務は、来日直後の児童生徒及び保護者への適応支援で、市教委の非常勤嘱託職員として英語・中国語・フィリピン語などを母語とする者数名があたる。市立幼稚園、小中高校、総合支援学校を対象とするが、フィリピン語の支援員などはなかなか見つからないという。

新規編入やすでに在籍している児童生徒への日本語指導の開始が年々増加、散在化しているため、文科省の基礎定数(対象18人に1人の教員が基本)による配置では、また加配による教員だけでは、散在する児童生徒への巡回指導が不可能であり、市独自予算で非常勤講師を任用しているのが現状である。こうしたいわば「誰一人取り残さない」姿勢に基づく取組みは高く評価できよう。しかし、児童生徒に負担の少ない拠点校からの巡回指導方式を維持していくためには、一定の財源及び人材の確保が課題となっている。

一方、1980年代以降来日した「ニューカマー」と呼ばれる成人の外国人については、日本語を学習しないまま年を経て、子育てが終わるなどして改めて就労等を希望する人が多いという指摘もある。日本語が不自由であれば、就業先も限られることから、成人向けの日本語学習の機会が整備されてよいと考えられる。

したがって、学校教育における在留外国人の子どもたちへの日本語指導と同様に、在留外国人の成人や高齢者に対する日本語教育が必要である。その役割を担うのが京都市国際交流会館や京都府国際センター、そして民間の日本語教室であるが、京都市内には、現在、9つの日本語教室が開講されている（図表 2-11）。

日本人には、いずれも在留外国人が通いやすいよう良心的な授業料の設定のように思われるが、在留外国人の日本語学習を推し進めるためには、さらに公的な授業料の助成措置や、先の京都市多文化施策審議会の提言にあったような、地域ごとに均霑的に配置された、しかも多機能型の日本語教室が増設されるべきであろう。

図表 2-11 京都市内の主な日本語教室

名 称	場所／日時（曜日）／料金
①kokoka（京都市国際交流会館） やさしい日本語	kokoka／1) 年 3 回 3 カ月・金／7,000 円/12 回 2) 年 1 回 1.5 カ月・火金／8,000 円/12 回＋日本文化講座
②kokoka 日本語クラス	kokoka／火～日／100 円/回
③京都府国際センター 日本語教室	メルパルク京都 B1 階／年 3 回 3 カ月・月木土／（月木） 6,000 円/20 回／（土）4,000 円/10 回
④京都府国際センター 「にほんごレッスン」	メルパルク京都 B1 階／要相談／無料（先生の交通費とコピー代必要）
⑤京都 YWCA にほんご教室「洛楽」	京都 YWCA／月～土／2,600 円/4 回
⑥京都国際文化協会	kokoka／要相談／500 円/回（入会金 1,000 円）
⑦にほんご空間・京都	烏丸五条から徒歩 5 分／HP 参照／1,000 円/回
⑧たちばな倶楽部	山科青少年活動センター／木 18 時 30 分～HP 参照／200 円/回
⑨京都市伏見青少年活動センター	伏見区総合庁舎 4 階／土 10 時～／2,000 円/10 回

（出典）京都府国際センター「外国人住民のための京都にほんご教室マップ」より作成

昨年（2019年）12月9日付の京都新聞は、伏見青少年活動センターの伏見にほんご教室では、昨年から市内の大学に通う留学生が日本語指導のボランティアスタッフとして活動していることを伝えている。ベトナムや中国からの留学生で、スタッフ15人のうち3人を占めるといふ。中には日本語能力検定試験「N1」取得者もいる。日本語がまったくできない学習者にとって、母国語の話せる人が日本語を教えてくれれば心強いはずである。またもやボランティア頼りということにはなるが、留学生の活躍の舞台という意味で大きな意義を持っており、労に報いる一定の報酬等が考慮されるべきであろう。

第3章 京都市への提言

(1) 基本的な考え方

これまで我が国と京都市における在留外国人の現状と課題について見てきた。外国人労働者が激増する他の大都市に比べて、今後、京都市は留学生を中心に一定の割合で外国人は増えていくものの、それほど激しい増加はないと推測される。

私たちは、すべての在留外国人が日本人と同様に生活者として日本国内、京都市内で安心して暮らしていけるよう願うものであり、その障害となっている諸課題の解決に努力していきたい。そして、市民には自分たちと同様、外国人が地域の担い手であることを理解してもらう必要がある。それが「外国人との共生」に向けての、私たちの基本的な姿勢である。

幸い京都に多く存在している大学や研究・文化機関、そして研究者、大学生、留学生等の豊富なシーズを活用し、彼らを地域の担い手としつつ、在留外国人が抱える課題を解決していく必要がある。京都市は精緻な「京都市国際化推進プラン」を着実に実現に移していることから、外国人の生活全般を見渡し、私たちが考える諸課題について提言を行うものである。冒頭に記したように、ニューカマーを主たる対象とした諸施策を中心に提案する。

私たちの提言を、次節に「日本語・日本文化教育の充実」、「日本人とのコミュニケーション支援」、「多文化共生推進体制の整備」の3つの柱でまとめる。

(2) 提言

①日本語・日本文化教育の充実

1) 学校児童生徒向け日本語・日本文化教育の充実

外国人が日本で暮らしていく上でその基礎となる日本語習得のための教育は、最も重視すべきテーマである。

京都市では、かねてより外国人児童生徒への日本語指導に力を入れてきた。とりわけ平成26年からは、文部科学省の補助事業「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を実施しており、「日本語指導トータルサポートシステム」の構築と「特別の教育課程」による日本語指導の実施等により、日本語指導の必要な児童生徒の分散化や、より「きめ細かな」日本語指導に対応してきた。日本語指導の必要な児童生徒の総数は表面上減少していても、「きめ細かな」指導を実施すべき児童生徒は増加傾向にある。今後総数として児童生徒数が増えた場合はもちろん、現行の巡回指導方式の維持や母語支援員等の職員・ボランティアの確保のためには、さらなる財源の確保や人材の増員が望まれる。

また、外国人児童生徒への母語支援とともに、来日して間もない児童生徒や保護者に対して日本文化のオリエンテーションを行う体制、京都文化の歴史や、京都での暮らし方、生活習慣、学校での規則などをわかりやすく伝える体制を整備してはどうか。母語支援員に随伴して日本人ボランティアでいくつか編成したチームが交替で出向き、生活文化を伝える仕組みである。その後の生活相談等で国際交流会館などの利用を勧める機会ともしていく。

将来的には、京都独自に成人外国人や留学生を活用した外国人児童生徒に母語教育を実施する体制の整備についても一考すべきである。京都には、そのための資源は豊富にある。

2) 成人・高齢者向け日本語教育の支援

第2章(5)で指摘したとおり、在留外国人の中には日本語を正式に学習しないまま親として子育てに追われ、そのまま年を経た外国人が一定存在すると推測される。子育てが終わるなどして改めて就労や余暇活用を考える人もあるはずである。日本語が十分できないため、かつては非熟練の労働現場だったものが、日本語を学ぶことで就業先の選択肢も増えよう。市内には何か所か日本語教室が開講されているが、そうした成人・高齢者向けの日本語教育の場と機会をさらに増設することが望まれる。場所としては、すでにある教室に加え、市民活動総合センター等の公共施設や、社会貢献志向のある民間企業の施設が想定される。

同様に、企業に就職した外国人就業者に対しても、職業ごとのキャリアアップのためにはより高度な日本語学習が求められており、そういう外国人のためにもより高度な日本語が学べる場と機会、体制を整備すべきであろう。

3) 日本語教育ボランティアの育成

そのような日本語教育の場と機会の整備・充実のために、また学校現場での日本語指導等の事業を継続していくためには、より多くの日本語ボランティアが必要となる。国際交流協会では、さまざまな分野の第一線に日本語ボランティアが活躍しているが、さらに多くのボランティアを育成していく必要がある。高度な日本語教育、日本語ボランティアを教える教員については、幸い京都には文科省認定の「日本語指導アドバイザー」がいることから、そのアドバイスを求めたり、政府が構想している「新たな資格」を取得した専門家をあてることとする。ボランティアの日本語教育については、定期的にその「質」を向上させる機会を設ける必要があるだろう。京都市として、草の根で活動する日本語教育ボランティアを育成していく事業が期待される。

4) 日本人・外国人児童生徒の相互理解教育の推進

現在、「多文化学習推進プログラム」という外国にルーツを持つ児童生徒の保護者や市内在住の留学生、外国人を講師として、その国の歌や遊び、食べもの、習慣、生活などを知り体験する事業が実施され、高い評価を得ている。これは主に日本人生徒向けの事業であるが、一方、外国人児童生徒に対して日本の文化や生活を知らしめる事業は提言 1) に記したとおりである。来日して間もない児童生徒や保護者に個別に伝える、この事業が「入門編」とすれば、「応用編」として、市内に分散している外国人児童生徒を一堂に集めて1日プログラムを実施する。例えば、午前は日本人生徒が外国文化を学び、午後は外国人生徒が日本文化を学ぶというプログラムを実施してはどうか。日本人児童生徒に外国の文化を伝える機会とセットにすれば、お互いの文化等の違いについて、お互いの感想や意見を同時に知ることができ、相互理解が深まることになる。

②日本人とのコミュニケーション支援

5) 「多文化共生コーディネーター」（仮称）の配置

市内各地域に住む在留外国人、外国人地域コミュニティの実情を把握し、その意見や細かなニーズを京都市や各区、関係機関等に届け、逆に行政の意向を分かりやすく伝える人材がいれば、在留外国人にとっては心強いであろう。

国際交流協会が連携している、例えば「きょうと外国人支援ネットワーク」を中心に、すでに経験や情報が蓄積した各国の外国人コミュニティが存在しており、そうしたコミュニティの協力を得て、いわば「多文化共生コーディネーター」（仮称）とでも呼ぶべき専門人材を育成し、主要な地域に配置することが求められる。

6) 通訳・翻訳ボランティアの育成・派遣

日本語ボランティアと同様に、通訳・翻訳ボランティアの育成が必要である。「育成」というより、システム化、「クラブ」化である。国際交流協会には「多言語バンク」や「災害時通訳・翻訳ボランティア」の人たちが活躍しているが、在留外国人のきめ細かなTPOに合わせ、例えば、医者にかかるときや保護者が学校の先生と面談するときなど、短時間通訳ボランティアを派遣するシステムを構築する。

また、外国人が住む町内会や自治会の申し合わせや家屋借用の規約、持病を持つ外国人が持参した診断書の翻訳など、スムーズな日常生活を送る上で必要な日本語書類等を翻訳するシステムも必要である。その他、生活ガイドや医療、防災、防犯等に関わる公共機関や自治会・町内会等が発行する膨大な情報ツールのうち、在留外国人が求めるものを多言

語で翻訳できれば役に立つ。こうした通訳・翻訳ボランティアを「クラブ」化して、時間の空いたメンバーが対応していくシステムとしてはどうか。

7) 多言語相談窓口「多文化交流サロン」(仮称)の整備

在留外国人のための多言語による相談は、現在京都市国際交流会館や京都府国際センターが中心となって対応しているが、対応日時が限定されていることもあり、さらに多くの多言語による相談窓口が求められる。その際、大規模である必要はないが、できれば、単なる「窓口」だけではない外国人と日本人、外国人同士が交流し、情報交換できるサロンのような空間とすることが望ましい。また、昨秋京都府が開始した「オンライン通訳」は希少言語を含む多様な母語での支援を可能にしており、そうした場所でも導入を検討すべきである。

こうしたサロン機能は、まさに現在の国際交流会館が担っており、快適な空間が整備されていてヘビーユーザーが一定存在する。しかし、外国籍市民等の知名度はあまり高くないと推測される。その意味で、国際交流会館の「ブランチ」としてアクセスしやすい場所に多言語相談窓口を置くとともに、国際交流会館への誘導も図ってはどうか。2011(平成23)年に南区において「地域・多文化交流ネットワークサロン」をすでに開設した実績を持つが、可能であれば各区に1カ所ずつ、市民ボランティアの自主運営による「多文化交流サロン」(仮称)を整備することを提案する。

③多文化共生推進体制の整備

8) 在留外国人の意識・実態調査の実施

京都市においては、第2章で触れた2007(平成19)年の「外国籍市民意識・実態調査」以来、近年、大規模な実態調査は行われておらず、その後2011(平成23)年度に京都市国際交流協会によって「京都地域外国人コミュニティ基礎調査」として実施された11のコミュニティリーダー・メンバーへのインタビュー調査がある程度である。その調査はそれなりに有意義な資料となつてはいるが、今後さらに外国籍市民等が増えていくと予想され、それに対応した多文化共生施策の立案・展開を行っていく必要がある。

そのためには施策立案のベースとなる地域ごとの在留外国人の実態と意向等を詳細に探る調査を定期的実施すべきである。もちろん、外国人の視点による京都市のまちづくりに対する提案もそこには盛り込まれている。先に提案した「多文化共生コーディネーター」(仮称)がこうしたときに活躍する。プライバシーに関わる事柄もあり、得られた情報の取り扱いに注意する必要があるが、きわめて有効な資料となろう。

9) 多文化共生ネットワークの整備

京都市・京都府の担当部局や各教育委員会、各大学等の日本語・留学生センター、日本語教育機関、就労支援機関、さらに行政書士や弁護士など、多文化共生に関わる日本人や外国人の団体・機関が連携し、日常的に連絡を取り合うことにより、抱える課題やさまざまな情報の交換を行い、対策を講じることのできるネットワークの整備が求められる。

多文化共生に関わる課題は多岐にわたっており、個別課題については、すでにある「日本語教育」のほか、「行政広報」、「就労」、「防災」、「医療」といったテーマごとに行政、大学、民間企業等の各担当同士のネットワークを整備し、課題解決にあたるのが有効である。

特に「行政広報」とは、多文化共生施策に関する行政情報をお知らせするといったネットワークとしてだけでなく、それを利用して、京都にやってきたばかりの外国人に対して、転入届を受け付ける区役所窓口を始め、民間企業の外国人社員を管理する部門や住宅仲介業者等を通じて、行政の多文化共生施策や学校等公共機関、相談できる窓口、情報提供機関等を知らせるネットワークにするといった活用もできよう。

10) 「多文化共生のまちづくり指針」(仮称)の制定

現在「京都市国際化推進プラン」は、もともと平成29年までの計画期間を基本計画の終了年度に合わせ32年度まで継続されている。次期の新「プラン」策定まで「プラン」に掲げた取組は継続して実施していくとともに、「点検委員会」等において、現状を踏まえた、さらに充実した新規の取組みを議論していくとしている。

次期の新「プラン」策定時、それとは別に、現行「プラン」の柱の1つである多文化共生に焦点を当てた「多文化共生のまちづくり指針」(仮称)を策定してはどうか。外国人を京都市民として受け入れるための施策——外国人が地域の一員として京都市民とともに生活していくための、日本語教育や交流・相互理解の機会増設、多文化共生を担う人材育成、市民の共生マインドの醸成等を中心に、多文化共生のためのまちづくり施策・事業を体系化した「指針」とするのである。

11) 多文化共生施策を推進する「多文化共生推進室」(仮称)の創設

今や多文化共生に関わる課題は、各区役所や国際化推進室、共生社会推進室、教育委員会等々、京都市の幅広い部局での対応が求められており、部局横断型の総括的組織によって課題解決にあたることにより実効性あるものできると考えられる。

前述の「多文化共生のまちづくり指針」(仮称)に関わる施策・事業を一体的・効果的に推進し、進行管理・評価を行う専門部署「多文化共生推進室」(仮称)を創設することを、

最後に提案しておきたい。併せて「多文化共生推進室」は、他都市や関係機関、市民グループ、ボランティア団体等との連携、情報交換を進め、多文化共生に関わる施策展開の課題や問題点の認識を深めるとともに、国に対して多文化共生に関わる制度の改善を要望する部署でもある。

「外国人との共生をかんがえる」研究会・開催経過

第1回	2019（令和元）年	6月14日（金）	10:00～12:00
第2回	同	7月29日（月）	10:00～12:00
第3回	同	9月4日（水）	10:00～12:00
第4回	同	10月11日（金）	10:00～12:00
第5回	同	11月26日（火）	13:00～15:00
第6回	同	12月20日（金）	10:00～12:00